

東洋町業務継続計画 ～地震対策編～

平成29年 3 月



東 洋 町

全 体 目 次

第 1 編 基本対策編	1-1
第 2 編 応急対策業務編	2-1
第 3 編 資料編	3-1

第 1 編 基本対策編

基本対策編 目次

第1章 業務継続計画の基本的な考え方	1
1 業務継続計画とは	1
（1）業務継続計画とは	1
（2）業務継続計画の効果	2
2 業務継続計画の必要性及び地域防災計画との関係	3
3 業務継続計画の方針の設定	4
4 業務継続計画の修正	4
第2章 計画の対象及び業務継続体制	5
1 対象組織	5
2 非常時の業務継続体制	5
（1）災害対策本部の設置	5
（2）配備基準	5
第3章 被害状況の想定	6
1 想定される地震動及び津波	6
（1）地震動	6
（2）津波	7
2 被害状況の想定	8
（1）建物被害	8
（2）人的被害	8
（3）生活支障	9
（4）ライフライン	11
（5）交通施設	13
第4章 非常時優先業務の選定	14
1 非常時優先業務の選定基準	14
2 業務開始目標時間の考え方	15
3 非常時優先業務の選定結果	16
（1）非常時優先業務数	16
（2）業務開始目標時間別非常時優先業務数	16
（3）各部署における非常時優先業務及び業務開始目標時間	16
第5章 必要資源の確保	17
1 職員の確保	18
（1）職員参集予測の考え方	18
（2）職員参集予測の条件	19
（3）職員参集予測結果	20

2	防災拠点施設の確保	28
(1)	防災拠点施設	28
(2)	電力（非常用電源）	31
(3)	通信手段（電話等）	33
(4)	防災行政無線	35
(5)	情報システム	37
(6)	執務環境	39
(7)	トイレ	40
(8)	飲料水・食料等	41
(9)	消耗品等（用紙等）	43
(10)	公用車	44
3	指揮命令系統の確立	45
(1)	災害対策本部の決定権限者及び計画の指揮命令系統	45
(2)	部長、班長等不在の場合の対応	45
第6章	業務継続の課題と取組み	46
1	職員の確保に関する課題と取組み	46
(1)	職員の確保	46
(2)	指揮命令系統の確立	48
2	防災拠点施設の確保に関する課題と取組み	49
(1)	防災拠点施設	49
(2)	電力	50
(3)	通信手段（電話等）	52
(4)	防災行政無線	53
(5)	情報システム	54
(6)	執務環境	55
(7)	トイレ	56
(8)	食料・飲料水等	57
(9)	消耗品等（用紙等）	58
(10)	公用車	59
第7章	業務継続体制の向上	60
1	P D C Aサイクルによる計画の推進	60
2	計画の推進体制	61

第1章 業務継続計画の基本的な考え方

1 業務継続計画とは

（1）業務継続計画とは

本町では現在、「東洋町地域防災計画」等に基づき、大規模災害による被害から町民の生命及び財産を保護するために、耐震化の推進、地域防災力の強化など、防災対策に全庁を挙げて取り組んでいる。

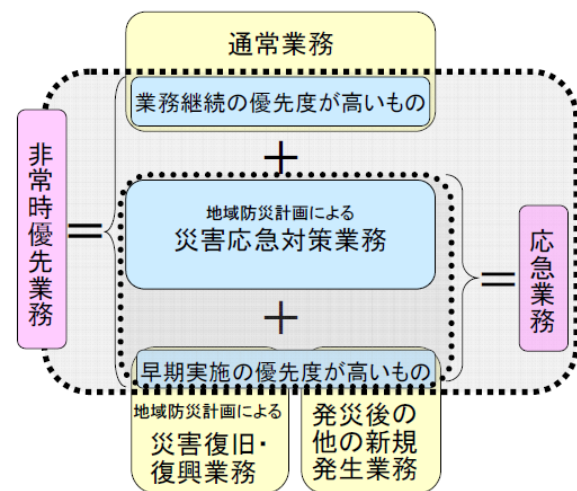
業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、実施すべき応急対策業務及び優先する通常業務（以下、「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の継続に必要な資源（職員、庁舎、資機材等）の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模災害時においても適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

大規模災害が発生すると、町の各部署の業務が長期間中断し、町民生活及び経済活動に大きな支障が生じる恐れがあることから、東洋町業務継続計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、発災後においても必要な業務を高いレベルで継続できる組織を確立するものである。

【非常時優先業務とは・・・】

業務継続体制を検討するにあたっては、大規模な地震発生時にあっても優先して実施すべき業務を特定する必要がある、これが非常時優先業務である。

具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。



非常時優先業務のイメージ
(資料：H28内閣府の手引き※)

※「H28内閣府の手引き」とは「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月内閣府）」のこと。

（2）業務継続計画の効果

発災時には業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる。特に被害状況の確認など発災直後から非常に短い時間の間に膨大な応急業務が発生し（図1.1.1参照）、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない。

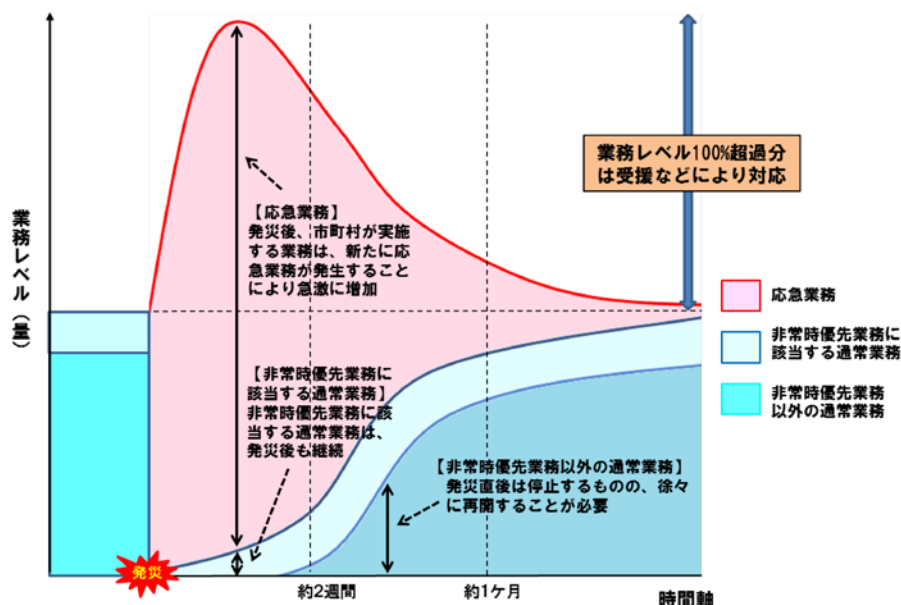


図1.1.1 発災後に実施する業務の推移

（資料：H28 内閣府の手引き）

このような場合において、業務継続計画をあらかじめ策定（継続的改善を含む。）することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

具体的には、地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、発災直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる（図1.1.2参照）。

また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。

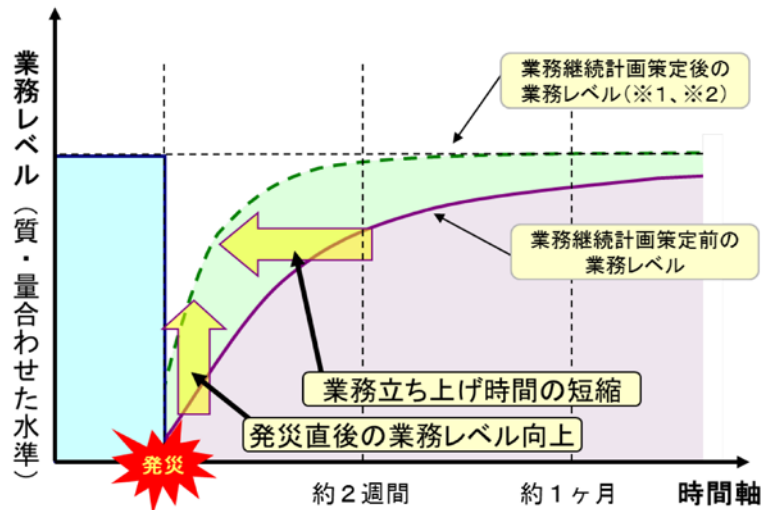


図1.1.2 業務継続計画の策定に伴う効果の模式図

（資料：H28 内閣府の手引き）

- ※1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。
- ※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

2 業務継続計画の必要性及び地域防災計画との関係

「東洋町地域防災計画」は、災害対策基本法の規定に基づき、大規模災害に対処すべき措置事項を中心に、町民の生命、身体及び財産を守るため、災害の予防、応急対策及び復旧・復興に関し、実施すべき事務や業務について定めた基本的な計画である。

一方、業務継続計画は、町の各部署が被災したことにより機能が低下し利用できる資源に制約がある状況下において、非常時優先業務の目標管理など町の緊急時の対応力を高めるための組織マネジメント改善に主眼を置いている計画である。

表 1.2.1 地域防災計画と業務継続計画の違い

区分	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき、地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時に必要資源の制約がある状況下にあっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である（実効性の確保）。
行政の被災	行政の被災は、特に想定する必要がないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある（※1）。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	災害対策に係る業務（災害予防、災害応急、災害復旧・復興）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
業務開始目標時間	必ずしも定める必要はない（一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もある）。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する必要がある。

※1 防災基本計画等への位置付けのほか、地域防災計画の作成の基準となるべき事項を示した消防庁防災業務計画においては、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等について地域防災計画に定めるものとしている。

（資料：H28 内閣府の手引き）

【業務開始目標時間とは・・・】

町は、大規模な地震発生時にあっても、地域社会への重大な影響が発生するまでは非常時優先業務を開始・再開することが求められる。業務開始目標時間とは、非常時優先業務の開始・再開の目標とする時間であるが、ここでの「開始・再開」とは単に一部に着手することを意味するのではなく、一定程度の業務が実施される状態を指す。

3 業務継続計画の方針の設定

町は、大規模災害発生時には、次の 3 点の方針に基づいて非常時優先業務の業務継続を図る。

① 職員の安全を確保しつつ、全庁を挙げた災害対応体制をただちに確立する

② 非常時優先業務以外は、すべて停止する

③ 発災後 3 日までは、人命救助に関する業務を最優先する

4 業務継続計画の修正

本計画は、組織体制の見直しや関係機関との連携の進展、各所属の災害対策の変更、今後発生する災害の教訓など、必要に応じて随時修正を行う。

第2章 計画の対象及び業務継続体制

1 対象組織

業務継続計画策定対象組織は、通常時及び応急時の事務分掌（事務事業）が設定された組織とする。
対象組織一覧は、「第3編 資料編 第1章 業務継続計画策定対象組織」参照

2 非常時の業務継続体制

（1）災害対策本部の設置

次の基準に達し町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認めたときは、災害対策本部を設置する。

- ア. 町内で震度5弱以上の地震が発生したとき
- イ. 高知県沿岸に大津波警報が発表されたとき

（2）配備基準

地震発生時における配備基準及び配備体制については以下のとおりとする。

表 2.2.1 配備基準及び配備体制

	配備体制	配備基準	参集職員
第1配備	事前体制	高知県に津波注意報が発表されたとき	第1配備職員
第2配備	警戒体制 (災害警戒本部)	町内で震度4の地震が発生したとき	第2配備職員
		高知県に津波警報が発表されたとき	
第3配備	非常体制 (災害対策本部)	町内で震度5弱以上の地震が発生したとき	第3配備職員 (全職員)
第4配備	緊急非常体制 (災害対策本部)	町内で震度5強以上の地震が発生したとき	第4配備職員 (全職員)
		高知県沿岸に大津波警報が発表されたとき	

第3章 被害状況の想定

東洋町域に最も甚大な被害を及ぼすと想定される主な災害は「南海トラフ巨大地震」であり、業務継続計画策定において想定する大規模災害は「南海トラフ巨大地震」とする。

また、前提とする被害想定については、高知県が公表した「高知県版 南海トラフ巨大地震による被害想定」（2013（平成25）年5月15日）（以下、「県南海トラフ地震被害想定」という。）の被害想定を活用すると共に、東洋町地域防災計画との整合を図る。

なお、県南海トラフ地震被害想定では、南海トラフ地震の被害想定を複数ケース実施されており、東洋町域が最も甚大な被害を受けるである最大クラスの地震・津波（L2地震）における「地震動：東側ケース、津波：ケース④」を本計画の対象ケースとした。

1 想定される地震動及び津波

（1）地震動

2012（平成24）年12月10日に公表された「高知県版 第2弾震度分布・津波浸水予測」（以下、「県震度分布・津波浸水予測」という。）による震度分布及び地震継続時間は次のとおりである。

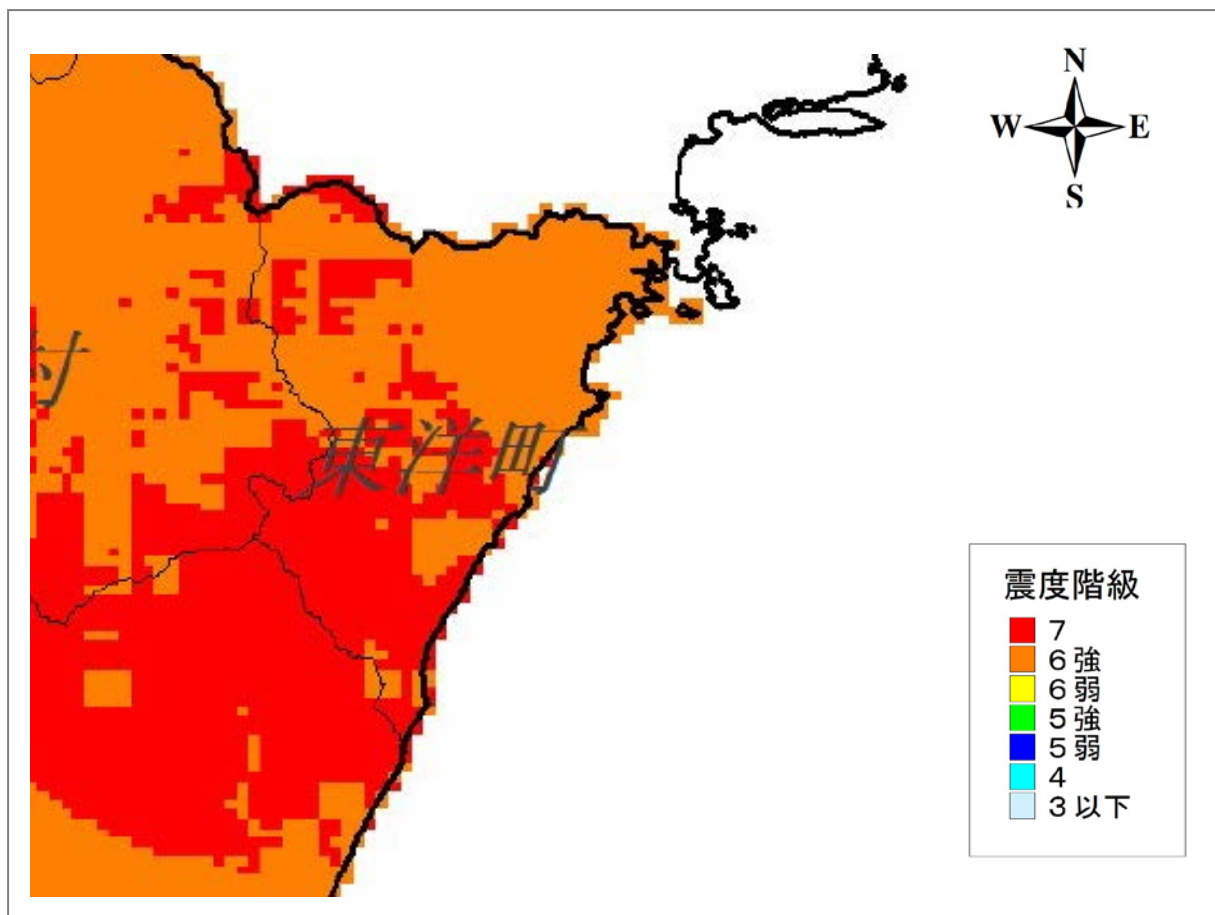


図 3.1.1 震度分布図（詳細震度分布）

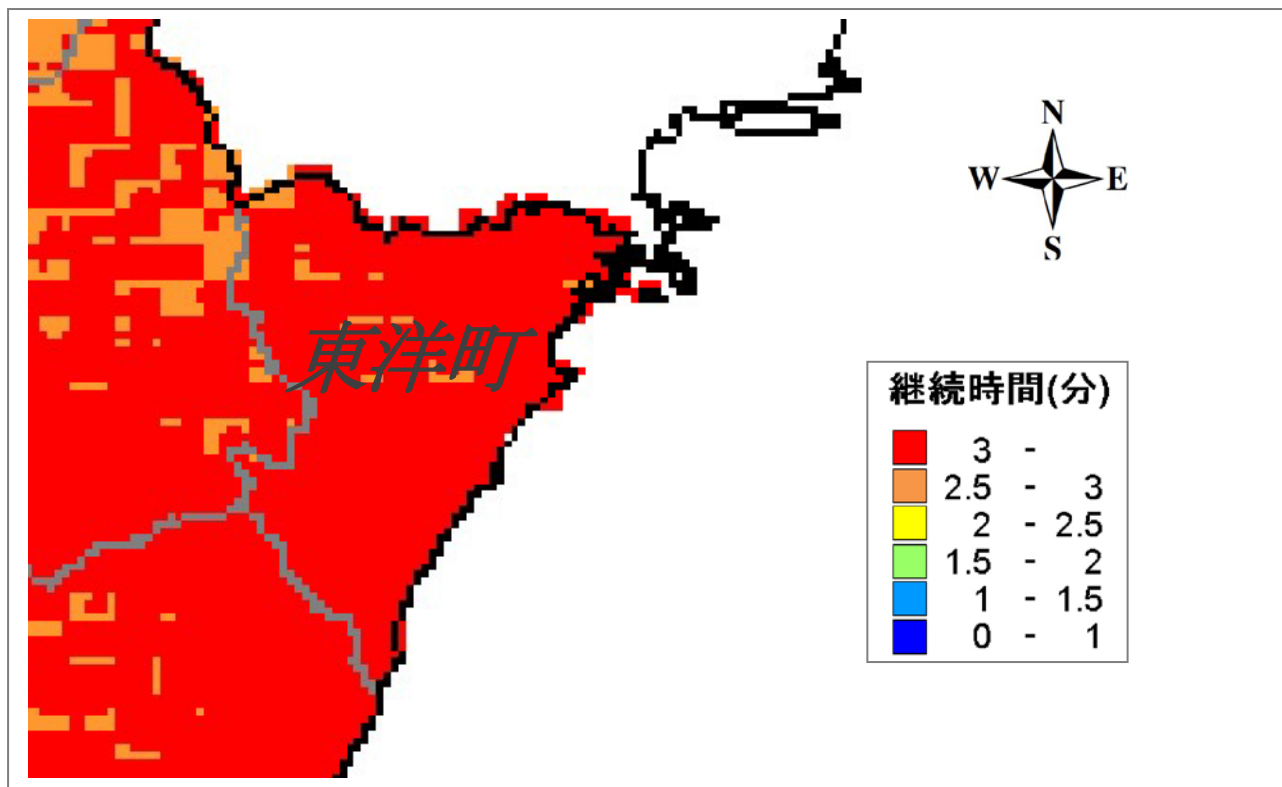


図 3.1.2 地震継続時間分布図（最大クラス重ね合わせ）

(2) 津波

「県震度分布・津波浸水予測」による津波浸水予測は、次のとおりとなっている。

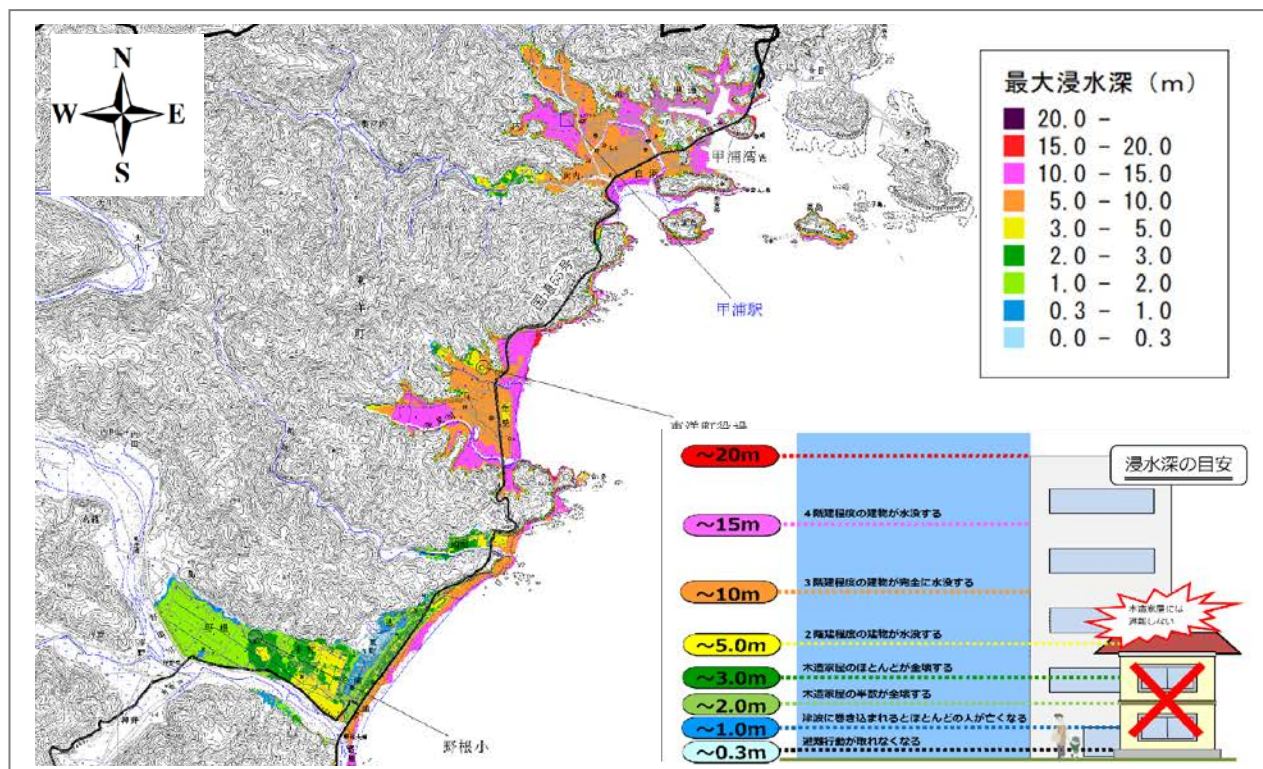


図 3.1.3 津波浸水予測図 東洋町

2 被害状況の想定

想定される地震動や津波から、県南海トラフ地震被害想定により想定された建物および人的被害等は以下のとおりである。

（1）建物被害

東洋町内の建物棟数：2,532 棟

表 3.2.1 建物全壊・焼失棟数（東洋町）

（単位：棟）

被災ケース	条件	被害の要因					合 計
		液状化	揺れ	急傾斜地 崩壊	津 波	火災	
L1津波	現 状	10	30	*	380	120	530
	対策後	—	*	—	—	—	—
L2津波 東側ケース④	現 状	10	890	10	840	40	1,800
	対策後	—	50	—	—	—	—

*：若干数 —：未算出

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

（2）人的被害

H17 国勢調査（東洋町）：3,386 人

表 3.2.2 死者数（東洋町）

（単位：人）

被災ケース	条件	被害の要因						合 計
		建物 倒壊	内家具	津 波	急傾斜地 崩壊	火災	ブロッ ク塀	
L1津波	現 状	*	*	350	*	*	*	350
	対策後	*	—	*	—	—	—	*
L2津波 東側ケース④	現 状	60	*	1, 000	*	*	*	1, 100
	対策後	*	—	260	—	—	—	260～

*：若干数 —：未算出

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

表 3.2.3 負傷者数（東洋町）

（単位：人）

被災ケース	条件	被害の要因						合 計
		建物 倒壊	内家具	津 波	急傾斜地 崩壊	火災	ブロッ ク塀	
L1津波	現 状	60	*	80	*	*	*	140
	対策後	*	—	0	—	—	—	*
L2津波 東側ケース④	現 状	280	20	40	*	*	*	330
	対策後	40	—	40	—	—	—	80～

*：若干数 —：未算出

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

表 3.2.4 負傷者数のうち重傷者数（東洋町）

（単位：人）

（単位：人）

被災ケース	条件	被害の要因						合 計
		建物 倒壊	内家具	津 波	急傾斜地 崩壊	火災	ブロッ ク塀	
L1津波	現 状	40	*	30	*	*	*	80
	対策後	*	—	0	—	—	—	*
L2津波 東側ケース④	現 状	180	*	10	*	*	*	180
	対策後	20	—	20	—	—	—	40～

*：若干数 —：未算出

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

（3）生活支障

表 3.2.5 避難生活者数（東洋町）

（単位：人）

被災 ケース	1日後			1週間後			1か月後		
	避難所	避難所 以外	合計	避難所	避難所 以外	合計	避難所	避難所 以外	合計
L1津波 冬18時	1,200	600	1,800	780	250	1,000	240	570	810
L2津波東側 ケース⑨ 冬18時	1,800	920	2,700	1,600	370	2,000	680	1,600	2,300

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

表 3.2.6 避難所へ避難する災害時要援護者数（避難者数内数）（東洋町）

（単位：人）

被災ケース	1日後	1週間後	1か月後
L1津波 冬18時	680	400	310
L2津波 東側ケース④ 冬18時	1,000	760	870

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

表 3.2.7 災害廃棄物等の発生量（東洋町）

被災ケース	災害廃棄物（万トン）	津波堆積物（万トン）	計（万トン）
L1津波 冬深夜	*	*～10	10～10
L2津波 基本ケース⑩ 冬深夜	20	10～20	30～40

*：若干数

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

表 3.2.8 物資不足量（食料）（東洋町）

被災ケース	供給量		需要量（人）		不足（食分）	
	主食 （食分）	育児用調 整粉乳(kg)	成人	乳児	主食 （食分）	育児用調 整粉乳(kg)
L1津波 冬深夜	560	—	790	*	-1,800	*
L2津波 東側ケース⑨ 冬深夜	560	—	2,100	10	-5,700	*

*：若干数 —：未算出

※供給量は備蓄量であり、需要量は発生後の一日当たり。過不足は供給量より需要量を引いた数値である。

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

表 3.2.9 物資不足量（水）（東洋町）

被災ケース	供給量（リットル）	需要量（リットル）	不足量（リットル）
L1津波 冬深夜	—	4,900	-4,900
L2津波 東側ケース④ 冬深夜	—	6,600	-6,600

—：未算出

※供給量は備蓄量であり、需要量は発生後の一日当たり。過不足は供給量より需要量を引いた数値である。

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

表 3.2.10 物資不足量（毛布）（東洋町）

被災ケース	供給量（枚）	需要量（枚）	不足量（枚）
L1津波 冬深夜	—	460	-460
L2津波 基本ケース⑤ 冬深夜	—	460	-460

※供給量は備蓄量であり、需要量は発生後の一日当たり。過不足は供給量より需要量を引いた数値である。

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

（４）ライフライン

表 3.2.11 ライフライン被害状況（高知県全域）

時期	種類	様 相
発災直後	上水道	・揺れの強いエリア及び液状化の発生したエリア、津波浸水エリアを中心に約6～8割が断水する
	下水道	・約9割以上の利用世帯で処理が困難となり、避難所等で災害用トイレ等の確保が必要となる。
	電力	・ほぼ全域で停電する
	通信	・全域で利用困難となる
	ガス (LP)	・ガスは自動的に遮断されるが、家屋などに被害のなかった約6～8割では利用者による復帰により供給が再開されるが、残りの約2～4割では、事業者による点検が必要となる。
1～2日後	上水道	・基幹管路の復旧に着手し始めるが、被災した浄水場は停電も含め復旧はなされない
	下水道	・被災した処理場の復旧はなされない
	電力	・浄水場や病院など重要施設から施設点検の上順次復旧する
	通信	・重要施設の固定電話端末の停電は徐々に回復し始める
	ガス (LP)	・長期浸水エリアを除く県内全域において、順次供給が再開される
3日後	上水道	・停電の影響により停止していた浄水場では、優先的な電力復旧により、浄水場の機能が徐々に回復し、基幹管路の復旧も進むが、断水人口はほとんど変化しない
	下水道	・停電により運転を停止していた処理場は、電力の復旧により運転を再開するが、津波浸水の影響を受けた処理場は機能停止のままである
	電力	・津波警報が発令されている場合、浸水域以外の復旧に限られる ・初期の段階では、災害対策本部等の重要施設を中心に復旧が図られるため、一般の需要家はほとんど回復しない
	通信	・固定電話の回復が進むが、3～5割の固定電話では通信が回復しない ・移動用無線基地局車の配備等により、限定的に通信が確保される
	ガス (LP)	・各戸の点検が始まり、順次供給が再開される
1週間後	上水道	・基幹管路の復旧は完了し、枝線の管路復旧が進む
	下水道	・管路の復旧が開始され、機能支障が解消され始めるが、津波浸水の影響を受けた処理場は機能停止のままである
	電力	・電柱被害等の復旧が進むが、一部地域では停電が続く
	通信	・固定電話では7～9割が解消される
	ガス (LP)	・一部を除きほぼ復旧する
1か月後	上水道	・被害の大きい浄水場を除き、多くの浄水場で運転を再開し、一部を除き断水が解消する
	下水道	・管路の復旧が概ね完了し、津波被害を受けた処理場を含め、稼働を停止した処理場の多くが応急復旧等により再開する
	電力	・停電はほとんど解消される
	通信	・通話支障の多くが解消される
	ガス (LP)	・ほぼすべてで復旧する

表 3.2.12 上水道（東洋町）

被災 ケース	人口 (人)	断水率 (%)				断水人口 (人)			
		直後	1日後	1週間後	1カ月後	直後	1日後	1週間後	1カ月後
L1津波	2,829	78	58	49	2	2,200	1,600	1,400	60
L2津波 東側 ケース④	2,829	90	77	74	60	2,600	2,200	2,100	1,700

※断水率は給水人口に占める断水人口の割合
※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

表 3.2.13 電力施設の停電軒数 復旧推移（高知県全域）

被災 ケース	復旧対象 (軒)	直後		1日後		4日後		1週間後	
		停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
L1津波 冬18時	355,000	355,000	100	320,000	90	47,000	13	7,900	2
L2津波東側 ケース④ 冬18時	338,000	338,000	100	305,000	90	104,000	31	65,000	19

※停電率は電灯軒数に占める停電軒数の割合
※復旧予測にあたっては被災需要家を復旧対象から除く
※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

表 3.2.14 通信施設の不通回線数 固定電話（高知県全域）

被災ケース	直後		1日後		1週間後		2週間後	
	不通 回線数	不通回線率 (%)	不通 回線数	不通回線率 (%)	不通 回線数	不通回線率 (%)	不通 回線数	不通回線率 (%)
L1津波 冬18時	157,000	72	114,000	78	3,700	2	0	0
L2津波東側 ケース④ 冬18時	196,000	90	125,000	80	17,000	11	0	0

※不通回線数は回線数に占める不通回線数の割合
※復旧予測にあたっては被災需要家を復旧対象から除く

表 3.2.15 ガス施設の供給停止戸数、要点検需要家数（東洋町）

被災ケース	需要家数 (軒)	要点検需要家数 (軒)	機能支障率 (%)
L1津波	1,000	140	14
L2津波 東側	1,000	640	64

※機能支障率は需要家数に占める要点検需要家数の割合
※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

（5）交通施設

表 3.2.16 道路被害状況（高知県全域）

	様 相
発災直後	・高速道路は、被災と点検のため全線通行止めとなる ・被害を受けた道路等の多くが亀裂や沈下、沿道建物の倒壊などで通行困難となる ・山間部の道路は、斜面の崩壊などにより道路がふさがり、通行困難となる
1～2日後	・高速道路は、緊急通行車両、緊急自動車のみ通行可能となる ・国道等は、斜面崩壊や津波警報・注意報が発令されている地域で不通となる
3日後	・高速道路は、仮復旧が完了する ・国道等は、一部で不通区間が残るが、内陸部の広域ネットワークから沿岸部の進水エリアに進入する緊急仮復旧ルートが7割程度が確保される
1週間後	・高速道路は、交通規制が継続される ・直轄国道等は、緊急仮復旧ルートが概成する

表 3.2.17 道路被害箇所数（高知県全域）

被災ケース	揺れによる道路被害		津波による道路被害	
	延長（km）	被害箇所数	延長（km）	被害箇所数
L1津波	—	200	151,271	30
L2津波ケース④	—	230	359,764	200

※国道および主要地方道を対象とする

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

表 3.2.18 港湾施設の被害箇所数 揺れによる係留施設（バース）の被害箇所数（東洋町）

港 名	総バース数	耐震バース数	非耐震バース数	被害バース数	
				L1津波	L2津波東側
甲浦港	13	0	13	8	12

第4章 非常時優先業務の選定

優先して実施すべき業務（非常時優先業務）を選定し、その業務開始目標時間を設定する。選定等に当たっては、H28内閣府の手引き及び県南海トラフ地震被害想定を参考とした。

1 非常時優先業務の選定基準

非常時優先業務の選定基準に関する基本的な考え方は、以下のとおりとする。

応急業務①については地域防災計画より、優先度の高い通常業務②については各部署に照会をかけ抽出した。これら①と②を合わせ、非常時優先業務として整理する。

- ① 応急業務 ①に係る内容については、地域防災計画に掲げる事務分掌を基本として選定する。
- ② 優先度の高い通常業務 ②に係る内容については、事務分掌を基本として、特に継続実施が不可欠な業務を選定する。

表 4.1.1 非常時優先業務の選定基準

必 要 度		内 容
非常時優先業務	① 応急対策業務	○発災時に、最優先に行う業務 ○地域防災計画で挙げられている業務のうち、以下に示す業務 ・被災者の生命、健康、生活、財産に重大な影響がある業務 ・発災時対応のための意思決定に必要な業務
	② 優先度の高い 通常業務	○通常業務のうち、業務の規模を縮小する方法を工夫する等して続行する業務 ○町民の生命・健康・財産を守る業務 ○町の意思決定に必要な業務 ○その他、休止することができない業務
休止業務		○通常業務のうち、休止・延期する業務 ○一定期間（1ヶ月程度）先送りすることが可能な業務 ○災害復興までの間、休止・延期することがやむを得ない業務

2 業務開始目標時間の考え方

「1 非常時優先業務の選定基準」で選定した非常時優先業務を、以下の考え方を基準にして、業務開始目標時間を設定する。また、その際に「第1編 第3章 被害状況の想定」も参考とした。

表 4.2.1 業務開始目標時間の考え方

業務開始 目標時間	業務の考え方	代表的な業務例
3時間後	・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助・救急の開始 ・避難所の開設	・職員の安否確認 ・職員・来庁者の救助・搬送、参集確認、・指揮命令系統確立 ・執務室の安全確認・保全措置、インフラの確認・復旧調整等 ・被害の把握 ・救助・救急体制確立に係る業務 ・避難所の開設、運営業務
1日後	・応急活動の開始 ・避難生活支援の開始 ・重大な行事の手続き	・短期的な二次被害予防業務 ・町管理施設の応急復旧に係る業務 ・遺体の取扱い業務 ・避難生活の開始に係る業務
3日後	・被災者支援の開始 ・他の業務の前提となる行政 ・機能の回復	・避難生活の向上に係る業務 ・町域の清掃に係る業務 ・災害対応に必要な経費の確保に係る業務 ・業務システムの再開等に係る業務
2週間後	・復旧・復興に係る業務の本格化 ・窓口行政機能の回復	・応急教育活動に係る業務 ・被災状況取りまとめに係る業務 ・生活保護、各種手当等支給に係る業務 ・生活再建に係る業務 ・産業の復旧・復興に係る業務 ・教育再開に係る業務 ・金銭の支払、支給に係る業務 ・窓口業務
1ヶ月後	・その他の行政機能の回復	・その他の業務

3 非常時優先業務の選定結果

（1）非常時優先業務数

非常時優先業務の選定結果は以下のとおり。

表 4.3.1 非常時優先業務の選定結果

	業務 A+B	A 応急業務	通常業務	高い通常業務	休止業務
市全体	69	48	128	21	107

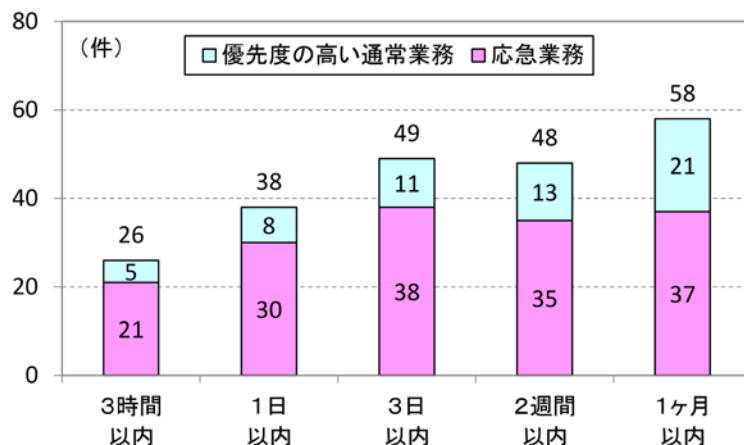
（2）業務開始目標時間別非常時優先業務数

業務開始時期別の非常時優先業務の選定結果は以下のとおり。

表 4.3.2 各業務開始目標時間における非常時優先業務数

	以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1ヶ月 以内	1ヶ月 より遅く
非常時優先業務 A+B	26	38	49	48	58	
A 応急業務	21	30	38	35	37	
B 優先度の 高い通常業務	5	8	11	13	21	
休止業務						107

※応急業務には終了目標時間があるため、業務数に凹凸がある



（3）各部署における非常時優先業務及び業務開始目標時間

各部署における非常時優先業務及び業務開始目標時間は、「第2編 応急対策業務編」に示す。

第5章 必要資源の確保

庁内で確保可能な表5.1.1の必要資源について、想定する地震が発生した場合にどの程度利用可能かを事前に確認するとともに、非常時優先業務の執行に十分な必要資源が確保されていない場合には、必要量を確保するための対策を行う。

検討対象となる施設は、職員の参集先となる表5.1.2に示した庁舎（防災拠点施設）とした。

なお、地域防災センターについては建設予定施設ではあるが、建設後には災害対策本部を設置予定のため検討対象とした。

表 5.1.1 業務を遂行するために必要な資源と検討内容

No.		主な検討内容
1	職員	参集状況等
2	庁舎（防災拠点施設）	安全性等
3	電力（非常用電源）	非常用電源・燃料の確保状況等
4	通信手段（電話等）	代替手段の確保状況等
5	防災行政無線	整備状況、利用方法の把握状況等
6	情報システム	データのバックアップ状況等
7	執務環境	什器の転倒対策実施状況等
8	トイレ	代替手段の確保上状況等
9	食料・飲料水等	備蓄状況等
10	消耗品等（用紙等）	補充状況等
11	公用車	使用状況の把握状況等

表 5.1.2 防災拠点施設

No.		備考
1	町役場	
2	甲浦小学校	
3	野根地区防災活動拠点施設	
4	地域防災センター	平成30年3月建設予定

1 職員の確保

（1）職員参集予測の考え方

発災後の人員確保は最重要課題の一つであり、全庁的な確保状況だけでなく、各部署で必要な人数が確保可能かを確認する必要がある。

勤務時間外に発災した場合に参集する職員数は、着手できる業務の決定上の重要な要素となるため、職員の参集時間を予測し、その職員数により着手可能な業務を想定しておく必要がある。

本町の参集想定にあたっては、「国土交通省業務継続計画（平成19年）」（以下、「国交省BCP」という。）の考え方をを用いるものとする。

なお、参集先から20キロメートル圏外の職員の参集は、国交省BCPでは公共交通機関の回復に伴い4日目から可能となるが、東洋町の公共交通機関はバスやタクシーなどの車両であるため、県南海トラフ地震被害想定より、道路（国道、主要地方道）が仮復旧される1週間後から可能とする。

表 5.1.3 参集予測の考え方

地震発生より 1時間以内の参集	4キロメートル圏内の職員の約6割が参集可能
	✓ 4キロメートル圏内の職員が参集可能。 ✓ 本人及び家族の死傷等、被災のため、職員の1割が参集できない。また、職員の3割が救出・救助活動に従事。
3時間以内の参集	12キロメートル圏内の職員の約6割が参集可能
	✓ 12キロメートル圏内の職員が参集可能。 ✓ 1時間後の参集の考え方と同様の理由で約4割が参集できない。
1日以内の参集	20キロメートル圏内の職員の約6割が参集可能
	✓ 20キロメートル圏内の職員が参集可能。 ✓ 1時間後の参集の考え方と同様の理由で約4割が参集できない。
3日以内の参集	20キロメートル圏内の職員の約6割が参集可能
	✓ 「1日以内の参集」と同じ考え方をとる。
2週間以内、1ヶ月以内の参集	全職員の9割が参集可能
	✓ 国道、主要地方道で一部不通区間が残るが、津波浸水エリアに進入する仮復旧ルートが構成される1週間後より、20キロメートルを越える職員も徐々に参集可能。 ✓ 1ヶ月後は、職員の死傷等により、1割が参集できない。

※ 3時間以内までの参集時の歩行速度は、毎時4キロメートルで計算

※ 3日から1ヶ月の間は、その間を直線補完して、参集可能人数を計算

資料：国交省BCP、県南海トラフ地震被害想定

（2）職員参集予測の条件

参集予測を行うにあたっての前提条件は、以下のとおりとする。

- ✓ 参集予測時間は、国交省BCP参照とする。
- ✓ 災害対策本部の代替施設への設置は考慮しない。
- ✓ 参集は一律徒歩による参集とする。
- ✓ 参集予測は「津波が発生した場合」と「津波が発生しなかった場合」について実施する。
- ✓ 参集予測を実施する職員名簿データは、平成28年2月時点の職員に平成28年4月に新規採用予定の職員を加えるとともに、平成28年3月に退職予定の職員を減じたデータとする。
- ✓ 平成28年4月に新規採用予定の職員の所属部署は未定とする。

また、職員参集予測手法については、国交省BCPや他の自治体の手法や条件の比較を行った結果、国交省BCPを基に以下の手法で予測を行った。

表 5.1.4 職員参集予測手法

参集予測の考え方	
✓	時間区分は、非常時優先業務の実施に必要な職員数と比較するため、業務継続計画と同様の5区分（3時間以内、1日以内、3日以内、2週間以内、1ヶ月以内）とする。
✓	予測対象部署及び施設は、業務継続計画作成対象となる部署及び職員参集施設とする。
✓	予測対象職員は、正職員とする。
✓	公共交通機関の途絶や道路等の被害により、電車や自家用車が使用できないものとし、参集手段は徒歩のみとするとともに、1日あたりの歩行距離の上限を20kmとする。
✓	参集距離は、各職員の自宅から参集先までの距離とし、各職員の自宅は職員名簿データを基とする。
✓	参集先は ①町役場、②甲浦小学校、③野根地区防災活動拠点施設 の3施設とする。 ※①町役場については、地域防災センター建設後は同センター

予測手法	
時間区分	✓ 5区分（3時間以内、1日以内、3日以内、2週間以内、1ヶ月以内）（国交省BCP参照）
歩行距離	✓ 直線距離で計測（国交省BCP参照） ✓ 1日あたりの歩行距離の上限を20km ➤ 参集先から20km圏外に居住する職員は、国道、主要地方道で一部不通区間が残るが、浸水エリアに進入する仮復旧ルートが構成される1週間後より参集可能（県南海トラフ地震被害想定参照）
歩行速度	✓ 4km/h（国交省BCP参照）
参集準備時間※	✓ 考慮しない（国交省BCP参照）
20km圏外に居住する職員の参集	✓ 発災後1週間目から参集可能（県南海トラフ地震被害想定参照）
参集困難な職員の割合	✓ 本人及び家族の死傷により参集困難（1ヶ月後）：1割 ✓ 救出・救助活動への従事（3日目まで）：3割 ➤ 4日目から1ヶ月後までは直線補完により算出
津波発生に伴う影響	✓ 津波が発生し、津波警報・注意報が発表されている間、職員は避難するなど避難対策が必要となるため、「津波が発生した場合」については発災後2日間を参集困難（3日目から参集開始：高知県南海トラフ地震応急対策活動要領参照）とする。

※地震発生後、参集開始までにかかる時間のこと

（3）職員参集予測結果

ア 津波が発生しなかった場合

職員参集予測の町全体の結果は以下のとおりである。

また、検討対象施設の結果を次頁以降に示す。

- ✓ 職員参集予測結果（表5.1.5及び図5.1.1）をみると、「3時間以内」から必要人数が参集予測の職員数を上回り、職員数が不足している。
- ✓ 必要人数と参集予測の職員数の差（不足する人数）は、「1ヶ月以内」が最大となり、約100人不足する。

なお、予測結果はあくまで目安であり、個々の職員の実情や、実際の被害状況による柔軟な対応等について、きめ細かく反映しているものではない。

表 5.1.5 職員参集予測結果（町全体）

	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内	町職員数
予測結果	37.8	37.8	37.8	44.7	56.7	63
必要人数	41.8	63.7	102.7	141.7	160.7	
差	-4.0	-25.9	-64.9	-96.9	-104.0	

※町職員数は平成28年2月1日現在のデータ（町長、副町長含む）に、平成28年4月新規採用職員を加えるとともに、平成28年3月退職予定者を減じたデータを使用

※消防団（第2防災班）は除く

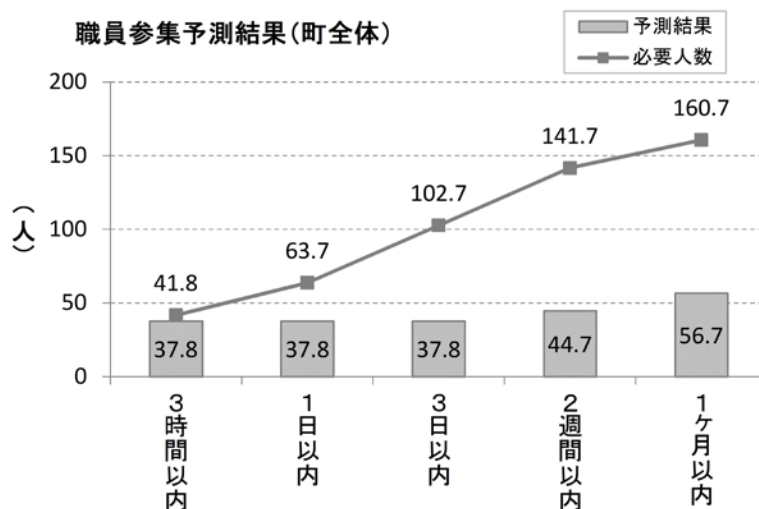


図5.1.1 職員参集予測結果（町全体）

表5.1.6 職員参集率

	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
参集率	60%	60%	60%	71%	90%

表5.1.7 職員参集予測結果（町役場）

	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1ヶ月 以内	町職員数
予測結果	3.0	3.0	3.0	3.6	4.5	5
必要人数	2.6	2.8	8.0	13.7	14.7	
差	0.4	0.2	-5.0	-10.1	-10.2	

※町職員数は平成28年2月1日現在のデータ（町長、副町長含む）に、平成28年4月新規採用職員を加えるとともに、平成28年3月退職予定者を減じたデータを使用

※消防団（第2防災班）は除く

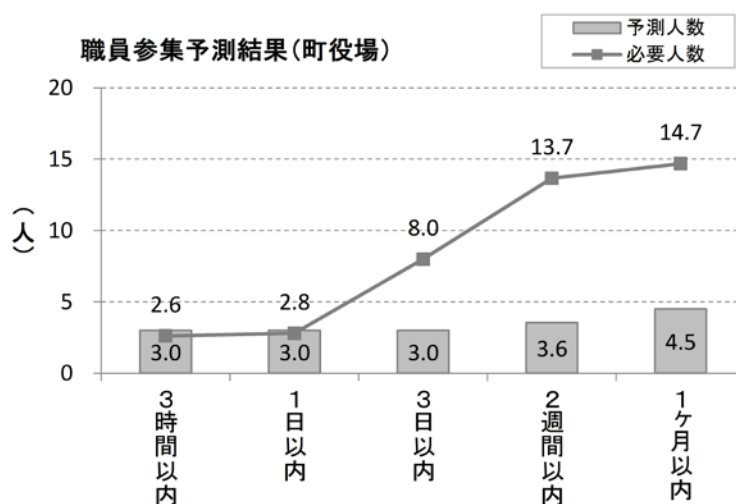


図5.1.2 職員参集予測結果（町役場）

表5.1.8 職員参集予測結果（甲浦小学校）

	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1ヶ月 以内	町職員数
予測結果	27.0	27.0	27.0	32.0	40.5	45
必要人数	30.5	46.8	75.6	102.4	116.0	
差	-3.5	-19.8	-48.6	-70.5	-75.5	

※町職員数は平成28年2月1日現在のデータ（町長、副町長含む）に、平成28年4月新規採用職員を加えるとともに、平成28年3月退職予定者を減じたデータを使用

※消防団（第2防災班）は除く

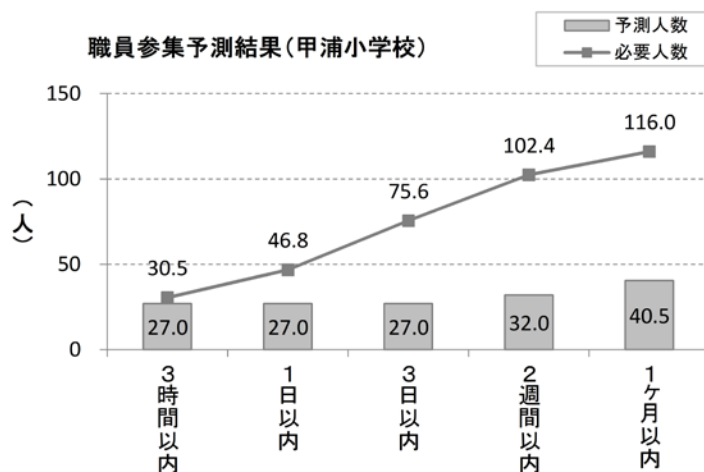


図5.1.3 職員参集予測結果（甲浦小学校）

表5.1.9 職員参集予測結果（野根地区防災活動拠点施設）

	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1ヶ月 以内	町職員数
予測結果	7.8	7.8	7.8	9.2	11.7	13
必要人数	8.6	14.1	19.1	25.6	29.9	
差	-0.8	-6.3	-11.3	-16.4	-18.2	

※町職員数は平成28年2月1日現在のデータ（町長、副町長含む）に、平成28年4月新規採用職員を加えるとともに、平成28年3月退職予定者を減じたデータを使用

※消防団（第2防災班）は除く

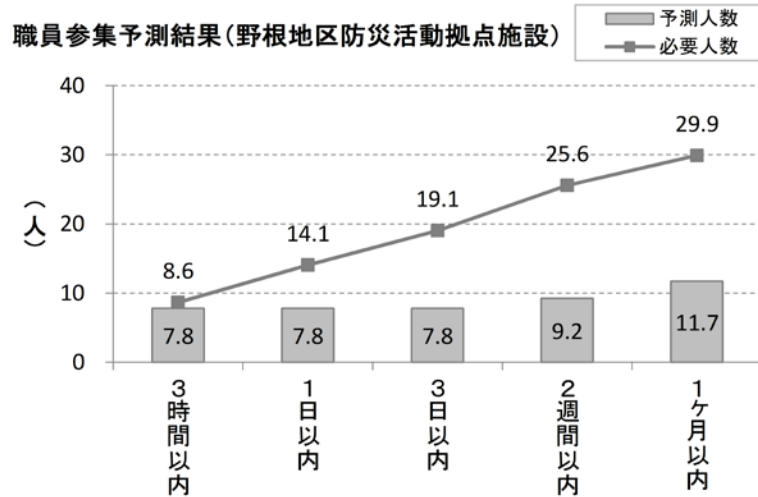


図5.1.4 職員参集予測結果（野根地区防災活動拠点施設）

表5.1.10 職員参集予測結果（部別）

部名	人数	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1ヶ月 以内
情報部	予測人数	9.0	9.0	9.0	10.7	13.5
	必要人数	13.0	13.9	16.6	33.8	35.8
	差	-4.0	-4.9	-7.6	-23.2	-22.3
住民部	予測人数	15.0	15.0	15.0	17.8	22.5
	必要人数	27.3	43.8	42.8	46.5	54.5
	差	-12.3	-28.8	-27.8	-28.8	-32.0
産業建設部	予測人数	4.8	4.8	4.8	5.7	7.2
	必要人数	0.3	0.3	37.5	55.3	60.3
	差	4.6	4.6	-32.7	-49.6	-53.1
教育部	予測人数	4.2	4.2	4.2	5.0	6.3
	必要人数	1.4	5.9	5.9	6.1	10.1
	差	-2.9	-1.7	-1.7	-1.1	-3.8
町長	予測人数	0.6	0.6	0.6	0.7	0.9
	必要人数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	差	0.6	0.6	0.6	0.7	0.9
副町長	予測人数	0.6	0.6	0.6	0.7	0.9
	必要人数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	差	0.6	0.6	0.6	0.7	0.9
新規採用	予測人数	3.6	3.6	3.6	4.3	5.4
	必要人数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	差	3.6	3.6	3.6	4.3	5.4
合計	参集予測人数	37.8	37.8	37.8	44.7	56.7
	必要人数	41.8	63.7	102.7	141.7	160.7
	差	-4.0	-25.9	-64.9	-96.9	-104.0

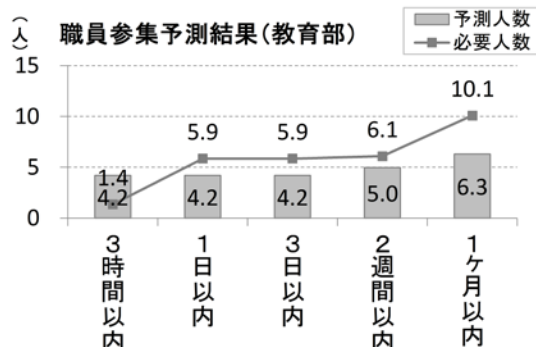
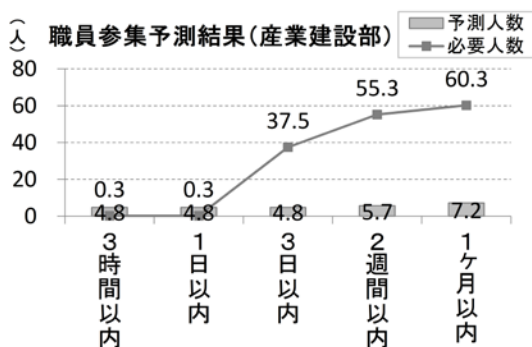
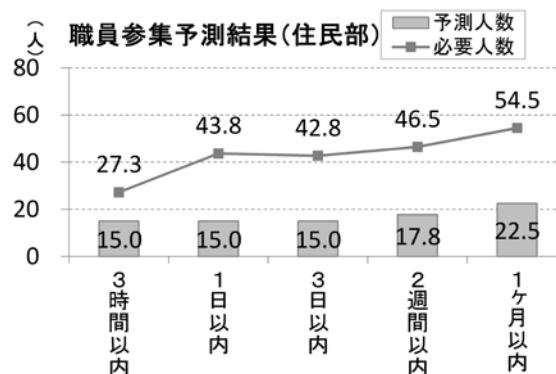
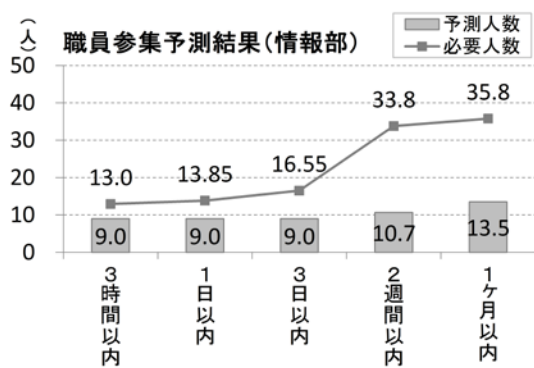


図5.1.5 職員参集予測結果（部別）

イ 津波が発生した場合

職員参集予測の町全体の結果は以下のとおりである。

また、検討対象施設の結果を次頁以降に示す。

- ✓ 職員参集予測結果（表5.1.11及び図5.1.6）をみると、「3時間以内」から必要人数が参集予測の職員数を上回り、職員数が不足している。
- ✓ 必要人数と参集予測の職員数の差（不足する人数）は、「1ヶ月以内」が最大となり、約100人不足する。

なお、予測結果はあくまで目安であり、個々の職員の実情や、実際の被害状況による柔軟な対応等について、きめ細かく反映しているものではない。

表 5.1.11 職員参集予測結果（町全体）

	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内	町職員数
予測結果	0.0	0.0	37.8	44.7	56.7	63
必要人数	41.8	63.7	102.7	141.7	160.7	
差	-41.8	-63.7	-64.9	-96.9	-104.0	

※町職員数は平成28年2月1日現在のデータ（町長、副町長含む）に、平成28年4月新規採用職員を加えるとともに、平成28年3月退職予定者を減じたデータを使用

※消防団（第2防災班）は除く

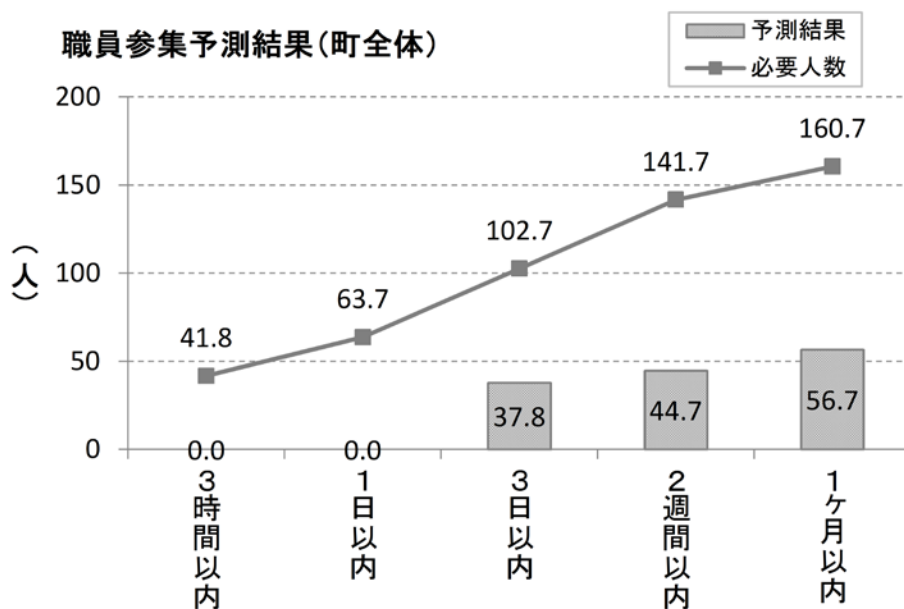


図5.1.6 職員参集予測結果（町全体）

表5.1.12 職員参集率

	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内
参集率	0%	0%	60%	71%	90%

表5.1.13 職員参集予測結果（町役場）

	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1ヶ月 以内	町職員数
予測結果	0.0	0.0	3.0	3.6	4.5	5
必要人数	2.6	2.8	8.0	13.7	14.7	
差	-2.6	-2.8	-5.0	-10.1	-10.2	

※町職員数は平成28年2月1日現在のデータ（町長、副町長含む）に、平成28年4月新規採用職員を加えるとともに、平成28年3月退職予定者を減じたデータを使用

※消防団（第2防災班）は除く

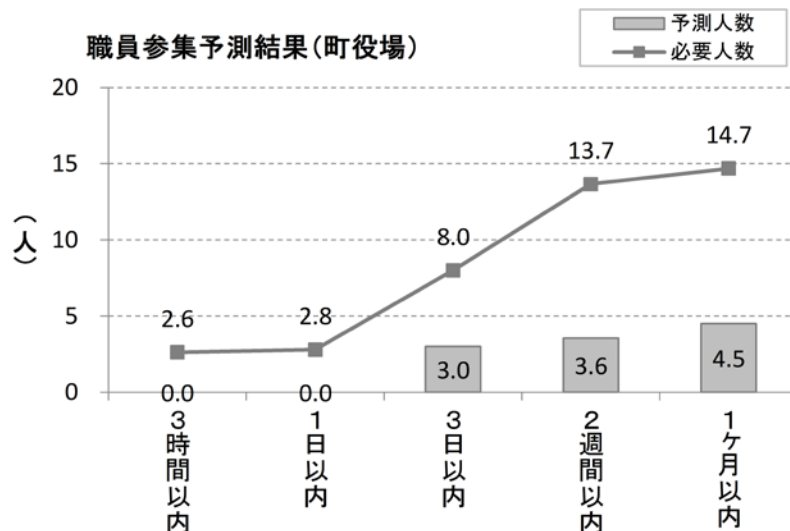


図5.1.7 職員参集予測結果（町役場）

表5.1.14 職員参集予測結果（甲浦小学校）

	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1ヶ月 以内	町職員数
予測結果	0.0	0.0	27.0	32.0	40.5	45
必要人数	30.5	46.8	75.6	102.4	116.0	
差	-30.5	-46.8	-48.6	-70.5	-75.5	

※町職員数は平成28年2月1日現在のデータ（町長、副町長含む）に、平成28年4月新規採用職員を加えるとともに、平成28年3月退職予定者を減じたデータを使用

※消防団（第2防災班）は除く

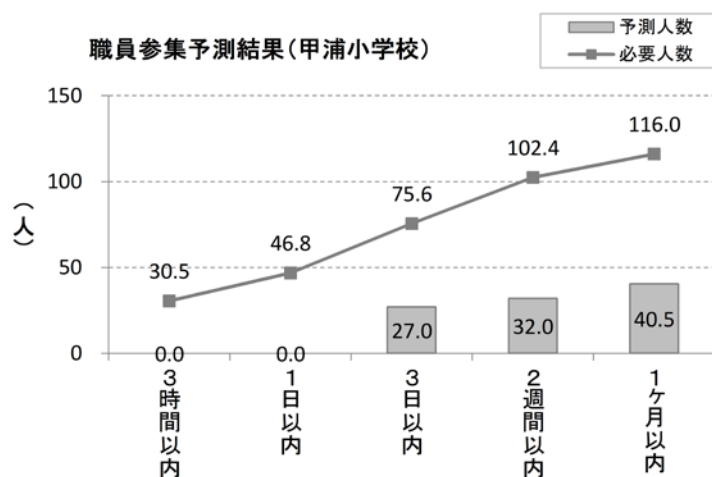


図5.1.8 職員参集予測結果（甲浦小学校）

表5.1.15 職員参集予測結果（野根地区防災活動拠点施設）

	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1ヶ月 以内	町職員数
予測結果	0.0	0.0	7.8	9.2	11.7	13
必要人数	8.6	14.1	19.1	25.6	29.9	
差	-8.6	-14.1	-11.3	-16.4	-18.2	

※町職員数は平成28年2月1日現在のデータ（町長、副町長含む）に、平成28年4月新規採用職員を加えるとともに、平成28年3月退職予定者を減じたデータを使用

※消防団（第2防災班）は除く

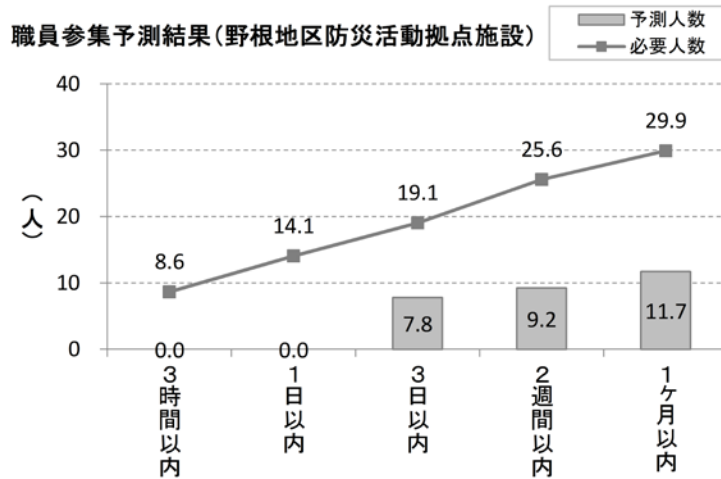


図5.1.9 職員参集予測結果（野根地区防災活動拠点施設）

表5.1.16 職員参集予測結果（部別）

部名	人数	3時間 以内	1日 以内	3日 以内	2週間 以内	1ヶ月 以内
情報部	予測人数	0.0	0.0	9.0	10.7	13.5
	必要人数	13.0	13.9	16.6	33.8	35.8
	差	-13.0	-13.9	-7.6	-23.2	-22.3
住民部	予測人数	0.0	0.0	15.0	17.8	22.5
	必要人数	27.3	43.8	42.8	46.5	54.5
	差	-27.3	-43.8	-27.8	-28.8	-32.0
産業建設部	予測人数	0.0	0.0	4.8	5.7	7.2
	必要人数	0.3	0.3	37.5	55.3	60.3
	差	-0.3	-0.3	-32.7	-49.6	-53.1
教育部	予測人数	0.0	0.0	4.2	5.0	6.3
	必要人数	1.4	5.9	5.9	6.1	10.1
	差	-1.4	-5.9	-1.7	-1.1	-3.8
町長	予測人数	0.0	0.0	0.6	0.7	0.9
	必要人数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	差	0.0	0.0	0.6	0.7	0.9
副町長	予測人数	0.0	0.0	0.6	0.7	0.9
	必要人数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	差	0.0	0.0	0.6	0.7	0.9
新規採用	予測人数	0.0	0.0	3.6	4.3	5.4
	必要人数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	差	0.0	0.0	3.6	4.3	5.4
合計	参集予測人数	0.0	0.0	37.8	44.7	56.7
	必要人数	41.8	63.7	102.7	141.7	160.7
	差	-41.8	-63.7	-64.9	-96.9	-104.0

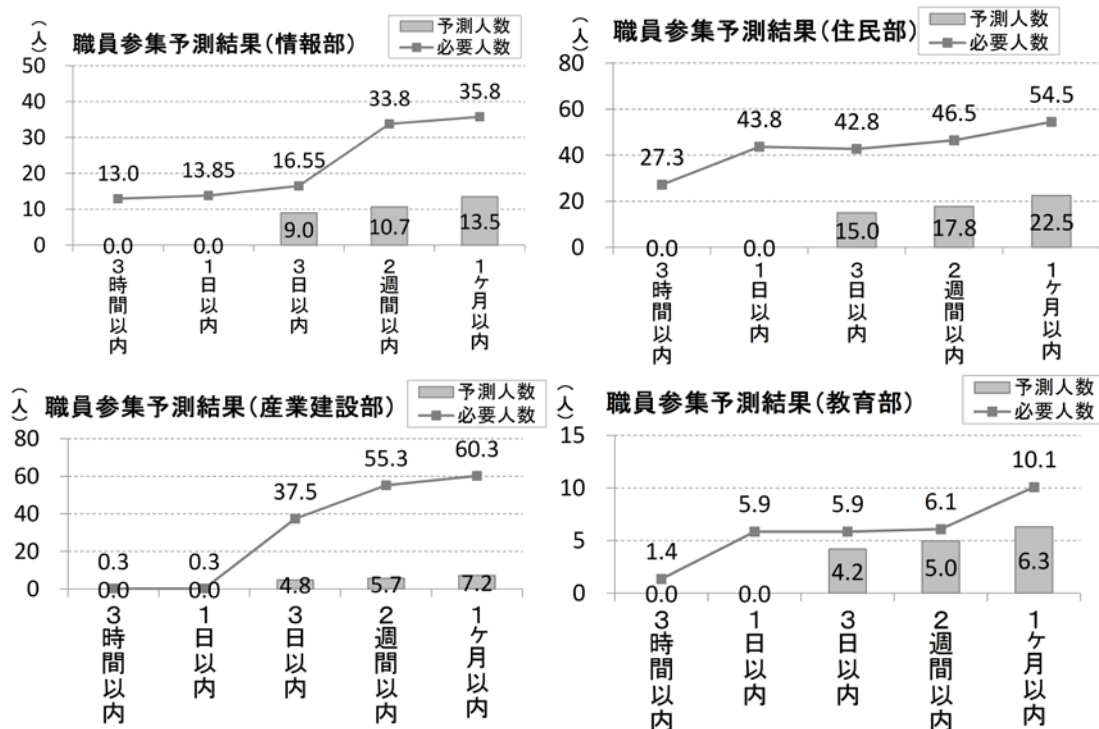


図5.1.10 職員参集予測結果（部別）

2 防災拠点施設の確保

（1）防災拠点施設

大規模地震発生直後から、非常時優先業務を遂行するため、災害対策本部の安全確保状況等を確認しておく必要がある。

災害対策本部は町役場本庁舎に設置する。町役場本庁舎へ参集できない場合は、甲浦小学校及び野根地区防災活動拠点施設に災害対策支部の設置を行う。

なお、町役場本庁舎横に地域防災センターを建設予定であり、建設後には災害対策本部は地域防災センターに設置予定である。

- ✓ 県南海トラフ地震被害想定における建物被害に関する被害想定（被災ケース 地震動：東側ケース、津波：ケース④）では、東洋町で約1,800棟が全壊・焼失すると想定されている。
- ✓ 全ての施設で耐震性が確保されている。
- ✓ 全ての施設が津波の浸水想定区域内に位置している。
- ✓ 甲浦小学校は、一部が土砂災害警戒区域内に位置している。

表5.2.1 町役場（所管課：総務課）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【耐震状況】 耐震性有 【基本情報】 ・建築年 昭和60年3月 ・構造 鉄筋コンクリート造（RC） ・階数 地上2階 ・面積 延べ床面積 2,177 m²	【耐震性の有の根拠】 新耐震基準に沿った建築物
【津波による浸水の危険性】 危険性有	【浸水する場合の浸水深】 浸水深：5m
【土砂災害等の危険性】 危険性無	【土砂災害等の危険性有の場合の根拠】 —

表5.2.2 甲浦小学校（所管課：教育委員会）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【耐震状況】 耐震性有 【基本情報】 ・建築年 平成55年3月 ・構造 鉄筋コンクリート（RC） ・階数 地上2階 ・面積 延べ床面積 2,832 m ² 校舎（特別棟・管理棟）、体育館、給食棟	【耐震性の有の根拠】 耐震補強済（平成22年実施）
【津波による浸水の危険性】 危険性有	【浸水する場合の浸水深】 浸水深：5 m
【土砂災害等の危険性】 危険性有	【土砂災害等の危険性有の場合の根拠】 土砂災害警戒区域内（一部）

表5.2.3 野根地区防災活動拠点施設（所管課：総務課）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【耐震状況】 耐震性有 【基本情報】 ・建築年 平成26年11月 ・構造 鉄筋コンクリート造 ・階数 地上2階 ・面積 敷地面積 335.88 m ² 延べ床面積 280.07 m ²	【耐震性の有の根拠】 新耐震基準に沿った建築物
【津波による浸水の危険性】 危険性有	【浸水する場合の浸水深】 浸水深：3 m
【土砂災害等の危険性】 危険性無	【土砂災害等の危険性有の場合の根拠】 —

表5. 2. 4 地域防災センター（所管課：総務課）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【耐震状況】 耐震性有 【基本情報】 ・ 建築年 平成 30 年 3 月（予定） ・ 構造 鉄筋コンクリート造（RC） ・ 階数 地上 3 階 ・ 面積 延べ床面積 700 m ²	【耐震性の有の根拠】 新耐震基準に沿った建築物
【津波による浸水の危険性】 危険性なし ※津波浸水想定区域内だが、建物をピロティとしたため、津波浸水による影響は受けない	【浸水する場合の浸水深】 浸水深：5 m
【土砂災害等の危険性】 危険性無	【土砂災害等の危険性有の場合の根拠】 —

（２）電力（非常用電源）

- ✓ 県南海トラフ巨大地震被害想定（L2）において、本町で被害が最も大きい想定（被災ケース 地震動：東側ケース、津波：ケース④）の高知県全体の停電率は、被災直後で100%、1日後で90%、4日後で31%、1週間後で19%となっており、電力の復旧までに約1週間（168時間）要すると想定されている。
- ✓ 甲浦小学校および野根地区防災活動拠点施設では非常用電源が確保されていない。
- ✓ 町役場では非常用電源が確保されているが、利用可能時間が5時間となっている。

表5.2.5 町役場（所管課：総務課）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【停電時の非常用電源の確保状況】 確保済	【非常用電源の種類】 非常用発電機
【非常用電源の起動方法の把握（誰でも起動できるようになっているか）】 把握済	【非常用電源の起動方法把握手段】 自動で起動する
【非常用電源用燃料の確保状況】 確保済	【非常用電源燃料の確保量】 5時間分（40リットル）
【非常用電源の利用可能時間の把握状況】 把握済	【非常用電源の利用可能時間】 5時間

表5.2.6 甲浦小学校（所管課：教育委員会）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【停電時の非常用電源の確保状況】 未確保	【非常用電源の種類】 —
【非常用電源の起動方法の把握（誰でも起動できるようになっているか）】 —	【非常用電源の起動方法把握手段】 —
【非常用電源用燃料の確保状況】 —	【非常用電源燃料の確保量】 —
【非常用電源の利用可能時間の把握状況】 —	【非常用電源の利用可能時間】 —

表5.2.7 野根地区防災活動拠点施設（所管課：総務課）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【停電時の非常用電源の確保状況】 未確保	【非常用電源の種類】 —
【非常用電源の起動方法の把握（誰でも起動できるようになっているか）】 —	【非常用電源の起動方法把握手段】 —
【非常用電源用燃料の確保状況】 —	【非常用電源燃料の確保量】 —
【非常用電源の利用可能時間の把握状況】 —	【非常用電源の利用可能時間】 —

表5. 2. 8 地域防災センター（所管課：総務課）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【停電時の非常用電源の確保状況】 確保済	【非常用電源の種類】 非常用発電機
【非常用電源の起動方法の把握（誰でも起動できるようになっているか）】 確保済	【非常用電源の起動方法把握手段】 自動で起動する
【非常用電源用燃料の確保状況】 整備予定施設のため、今後決定予定	【非常用電源燃料の確保量】 整備予定施設のため、今後決定予定
【非常用電源の利用可能時間の把握状況】 把握済	【非常用電源の利用可能時間】 72 時間

（3）通信手段（電話等）

- ✓ 県南海トラフ巨大地震被害想定（L2）において、本町で被害が最も大きい想定（被災ケース 地震動：東側ケース、津波：ケース④）の高知県全体の不通回線率は、被災直後で90%、1日後で80%、1週間後で11%となっており、電話の復旧までに約1週間要すると想定されている。
- ✓ 町役場および甲浦小学校では、電話交換機の転倒や故障等により電話が不通となる可能性がある。
- ✓ 甲浦小学校および野根地区防災活動拠点施設では、災害時優先電話が確保されていない。

表5.2.9 町役場（所管課：総務課）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【庁内の電話交換機の転倒、故障や電源喪失に伴う不通の可能性】 可能性有	【不通となる理由】 津波浸水による
【災害時優先電話の確保状況】 確保済	【災害時優先電話の回線数及び設置場所】 回線数：3回線 設置場所：住民課1、議会事務局1 総務課1（FAX専用回線）
【非常時の携帯電話（公用）、携帯電話メールの活用】 活用無	—
【衛星携帯電話の活用】 活用有 ※簡易無線機6基	【衛星携帯電話の回線数及び設置場所】 回線数：2回線（イリジウム、NTT） 設置場所：総務課

表5.2.10 甲浦小学校（所管課：教育委員会）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【庁内の電話交換機の転倒、故障や電源喪失に伴う不通の可能性】 可能性有	【不通となる理由】 非常用電源の未確保
【災害時優先電話の確保状況】 未確保	【災害時優先電話の回線数及び設置場所】 —
【非常時の携帯電話（公用）、携帯電話メールの活用】 活用無	—
【衛星携帯電話の活用】 活用有	【衛星携帯電話の回線数及び設置場所】 回線数：1回線 設置場所：校長室

表5.2.11 野根地区防災活動拠点施設（所管課：総務課）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【庁内の電話交換機の転倒、故障や電源喪失に伴う不通の可能性】 可能性無	【電話不通防止対策の具体的内容】 IP告知端末のみ
【災害時優先電話の確保状況】 未確保	【災害時優先電話の回線数及び設置場所】 —
【非常時の携帯電話（公用）、携帯電話メールの活用】 活用無	—
【衛星携帯電話の活用】 活用無	【衛星携帯電話の回線数及び設置場所】 H28年 整備予定

表5.2.12 地域防災センター（所管課：総務課）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【庁内の電話交換機の転倒、故障や電源喪失に伴う不通の可能性】 整備予定施設のため、今後決定予定	【不通となる理由】 整備予定施設のため、今後決定予定
【災害時優先電話の確保状況】 整備予定施設のため、今後決定予定	【災害時優先電話の回線数及び設置場所】 整備予定施設のため、今後決定予定
【非常時の携帯電話（公用）、携帯電話メールの活用】 整備予定施設のため、今後決定予定	—
【衛星携帯電話の活用】 活用有	【衛星携帯電話の回線数及び設置場所】 2回線 ※別途、簡易無線機6基設置

（4）防災行政無線

- ✓ 町役場以外では防災行政無線が整備されていない。
- ✓ 地域防災センター建設時にあわせて、デジタル整備を行う予定である。

表5.2.13 町役場（所管課：総務課）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【防災行政無線の整備状況】 整備済	【防災行政無線の整備予定】 —
【防災行政無線利用方法の把握（誰でも起動できるようになっているか）】 未把握	【防災行政無線利用方法把握手段】 訓練
【停電時の電源確保状況】 確保済	—
【移動用無線機の充電状況】 常時万充電状態	—

表5.2.14 甲浦小学校（所管課：教育委員会）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【防災行政無線の整備状況】 未整備	【防災行政無線の整備予定】 整備予定なし
【防災行政無線利用方法の把握（誰でも起動できるようになっているか）】 —	【防災行政無線利用方法把握手段】 —
【停電時の電源確保状況】 —	—
【移動用無線機の充電状況】 —	—

表5.2.15 野根地区防災活動拠点施設（所管課：総務課）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【防災行政無線の整備状況】 未整備	【防災行政無線の整備予定】 整備予定なし
【防災行政無線利用方法の把握（誰でも起動できるようになっているか）】 —	【防災行政無線利用方法把握手段】 —
【停電時の電源確保状況】 —	—
【移動用無線機の充電状況】 —	—

表5.2.16 地域防災センター（所管課：総務課）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【防災行政無線の整備状況】 整備予定施設のため、今後決定予定	【防災行政無線の整備予定】 有
【防災行政無線利用方法の把握（誰でも起動できるように なっているか）】 整備予定施設のため、今後決定予定	【防災行政無線利用方法把握手段】 整備予定施設のため、今後決定予定
【停電時の電源確保状況】 確保済	—
【移動用無線機の充電状況】 整備予定施設のため、今後決定予定	—

（5）情報システム

- ✓ サーバーの転落・転倒防止対策については、実施されていないとともに、実施予定も未定である。
- ✓ 町役場は、重要データのバックアップを実施している。

表5.2.17 町役場（所管課：総務課）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【パソコン、サーバーマシン等の転落・転倒防止対策状況】 未対策	【パソコン、サーバーマシン等の転落・転倒防止対策の実施予定】 未定
【重要データのバックアップ状況】 定期的に実施	【バックアップデータの保管場所】 クラウドによる管理
【サーバーマシン等重要システムの非常用電源・冷却設備等の確保】 確保済	—
【不具合発生時の対応】 民間業者に委託もしくは協定締結	【バックアップデータを用いたリブート（復旧）作業の所要時間】 不明

表5.2.18 甲浦小学校（所管課：教育委員会）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【パソコン、サーバーマシン等の転落・転倒防止対策状況】 対象物なし	【パソコン、サーバーマシン等の転落・転倒防止対策の具体的内容】 対象物なし 【パソコン、サーバーマシン等の転落・転倒防止対策の実施予定】 対象物なし
【重要データのバックアップ状況】 対象物なし	【バックアップデータの保管場所】 対象物なし
【サーバーマシン等重要システムの非常用電源・冷却設備等の確保】 対象物なし	—
【不具合発生時の対応】 対象物なし	【バックアップデータを用いたリブート（復旧）作業の所要時間】 対象物なし

表5.2.19 野根地区防災活動拠点施設（所管課：総務課）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【パソコン、サーバーマシン等の転落・転倒防止対策状況】 対象物なし	【パソコン、サーバーマシン等の転落・転倒防止対策の実施予定】 対象物なし
【重要データのバックアップ状況】 対象物なし	【バックアップデータの保管場所】 対象物なし
【サーバーマシン等重要システムの非常用電源・冷却設備等の確保】 対象物なし	—
【不具合発生時の対応】 対象物なし	【バックアップデータを用いたリブート（復旧）作業の所要時間】 対象物なし

表5.2.20 地域防災センター（所管課：総務課）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【パソコン、サーバーマシン等の転落・転倒防止対策状況】 整備予定施設のため、今後決定予定	【パソコン、サーバーマシン等の転落・転倒防止対策の実施予定】 整備予定施設のため、今後決定予定
【重要データのバックアップ状況】 整備予定施設のため、今後決定予定	【バックアップデータの保管場所】 整備予定施設のため、今後決定予定
【サーバーマシン等重要システムの非常用電源・冷却設備等の確保】 確保済	—
【不具合発生時の対応】 民間業者に委託もしくは協定締結	【バックアップデータを用いたリブート（復旧）作業の所要時間】 整備予定施設のため、今後決定予定

（6）執務環境

- ✓ 全ての防災拠点施設でキャビネットや書棚に転倒防止対策が実施されていない。
- ✓ 甲浦小学校ではガラスに落下・飛散防止対策が実施されているが、その他の防災拠点施設では実施されていない。

表5. 2. 21 町役場（所管課：総務課）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【キャビネット、書棚、机、カウンター等の什器の転倒防止対策状況】 未対策	【キャビネット、書棚、机、カウンター等の什器の転倒防止対策の実施予定】 実施予定無し
【ガラスの落下・飛散防止対策の実施状況】 未対策	【ガラスの落下・飛散防止対策の実施予定】 未定

表5. 2. 22 甲浦小学校（所管課：教育委員会）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【キャビネット、書棚、机、カウンター等の什器の転倒防止対策状況】 未対策	【キャビネット、書棚、机、カウンター等の什器の転倒防止対策の実施予定】 実施予定なし
【ガラスの落下・飛散防止対策の実施状況】 対策済	【ガラスの落下・飛散防止対策の付帯的内容】 飛散防止フィルム

表5. 2. 23 野根地区防災活動拠点施設（所管課：総務課）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【キャビネット、書棚、机、カウンター等の什器の転倒防止対策状況】 未対策	【キャビネット、書棚、机、カウンター等の什器の転倒防止対策の実施予定】 未定
【ガラスの落下・飛散防止対策の実施状況】 未対策	【ガラスの落下・飛散防止対策の実施予定】 未定

表5. 2. 24 地域防災センター（所管課：総務課）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【キャビネット、書棚、机、カウンター等の什器の転倒防止対策状況】 整備予定施設のため、今後決定予定	【キャビネット、書棚、机、カウンター等の什器の転倒防止対策の実施予定】 整備予定施設のため、今後決定予定
【ガラスの落下・飛散防止対策の実施状況】 整備予定施設のため、今後決定予定	【ガラスの落下・飛散防止対策の実施予定】 整備予定施設のため、今後決定予定

（7）トイレ

- ✓ 県南海トラフ巨大地震被害想定（L2）において、本町で被害が最も大きい想定（被災ケース 地震動：東側ケース、津波：ケース④）が発生した場合、町内での上水道の断水率は、被災直後で90%、1日後で77%、1週間後で74%、1ヶ月後でも60%となっている。
- ✓ 町役場等の公共施設は、事業者の優先的な復旧が期待されるが、復旧までの間は仮設トイレが必要と想定する。
- ✓ 全ての防災拠点施設で代替手段が確保されている。

表5.2.25 町役場（所管課：総務課）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【代替手段の確保状況】 確保済	【代替手段の種類と個数】 簡易トイレ：20個
【代替手段設置場所の確保状況】 確保済	【代替手段の具体的な設置場所】 2階屋上

表5.2.26 甲浦小学校（所管課：教育委員会）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【代替手段の確保状況】 確保済	【代替手段の種類と個数】 簡易トイレ：20個
【代替手段設置場所の確保状況】 確保済	【代替手段の具体的な設置場所】 校庭内敷地を活用

表5.2.27 野根地区防災活動拠点施設（所管課：総務課）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【代替手段の確保状況】 確保済	【代替手段の種類と個数】 簡易トイレ：20個
【代替手段設置場所の確保状況】 確保済	【代替手段の具体的な設置場所】 屋外防災倉庫

表5.2.28 地域防災センター（所管課：総務課）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【代替手段の確保状況】 確保済	【代替手段の種類と個数】 簡易トイレ：20個
【代替手段設置場所の確保状況】 確保済	【代替手段の具体的な設置場所】 3階屋上

（8）飲料水・食料等

- ✓ 全ての防災拠点施設で職員用飲料水の備蓄は実施されている。
- ✓ 全ての防災拠点施設で職員用の食料の備蓄は実施されていない。
- ✓ 協定による備蓄も全ての防災拠点施設で実施されていない。

表5. 2. 29 町役場（所管課：総務課）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【職員用の飲料水の備蓄状況】 600人分（1人1日3リットル）	【備蓄した飲料水の備蓄量と、備蓄量に対する職員の飲食可能日数】 $(2 \text{ リットル} \times 6 \text{ 本}) \times 150 \text{ 箱} = 1,800 \text{ リットル}$
【職員用の食料の備蓄状況】 備蓄無	【備蓄した食料の備蓄量と、備蓄量に対する職員の飲食可能日数】 —
【協定による備蓄の有無】 備蓄無	【協定による備蓄量と、備蓄量に対する職員の飲食可能日数】 —
【備蓄品の備蓄量の確認状況】 —	【備蓄量の具体的な確認方法】 —
【備蓄品の使用期限の確認状況】 —	【備蓄品の使用期限の具体的な確認方法】 —
【備蓄場所の被災可能性（浸水等）】 被災の可能性有	—

表5. 2. 30 甲浦小学校（所管課：教育委員会）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【職員用の飲料水の備蓄状況】 100人分（1人1日3リットル）	【備蓄した飲料水の備蓄量と、備蓄量に対する職員の飲食可能日数】 $(2 \text{ リットル} \times 6 \text{ 本}) \times 25 \text{ 箱} = 300 \text{ リットル}$
【職員用の食料の備蓄状況】 備蓄無	【備蓄した食料の備蓄量と、備蓄量に対する職員の飲食可能日数】 —
【協定による備蓄の有無】 備蓄無	【協定による備蓄量と、備蓄量に対する職員の飲食可能日数】 —
【備蓄品の備蓄量の確認状況】 —	【備蓄量の具体的な確認方法】 —
【備蓄品の使用期限の確認状況】 —	【備蓄品の使用期限の具体的な確認方法】 —
【備蓄場所の被災可能性（浸水等）】 被災の可能性有	—

表5. 2. 31 野根地区防災活動拠点施設（所管課：総務課）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【職員用の飲料水の備蓄状況】 100 人分（1 人 1 日 3 リットル）	【備蓄した飲料水の備蓄量と、備蓄量に対する職員の飲食可能日数】 (2 リットル× 6 本)×25 箱 = 300 リットル
【職員用の食料の備蓄状況】 備蓄無	【備蓄した食料の備蓄量と、備蓄量に対する職員の飲食可能日数】 —
【協定による備蓄の有無】 備蓄無	【協定による備蓄量と、備蓄量に対する職員の飲食可能日数】 —
【備蓄品の備蓄量の確認状況】 —	【備蓄量の具体的な確認方法】 —
【備蓄品の使用期限の確認状況】 —	【備蓄品の使用期限の具体的な確認方法】 —
【備蓄場所の被災可能性（浸水等）】 被災の可能性有	—

表5. 2. 32 地域防災センター（所管課：総務課）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【職員用の飲料水の備蓄状況】 整備予定施設のため、今後決定予定	【備蓄した飲料水の備蓄量と、備蓄量に対する職員の飲食可能日数】 整備予定施設のため、今後決定予定
【職員用の食料の備蓄状況】 整備予定施設のため、今後決定予定	【備蓄した食料の備蓄量と、備蓄量に対する職員の飲食可能日数】 整備予定施設のため、今後決定予定
【協定による備蓄の有無】 整備予定施設のため、今後決定予定	【協定による備蓄量と、備蓄量に対する職員の飲食可能日数】 整備予定施設のため、今後決定予定
【備蓄品の備蓄量の確認状況】 整備予定施設のため、今後決定予定	【備蓄量の具体的な確認方法】 整備予定施設のため、今後決定予定
【備蓄品の使用期限の確認状況】 整備予定施設のため、今後決定予定	【備蓄品の使用期限の具体的な確認方法】 整備予定施設のため、今後決定予定
【備蓄場所の被災可能性（浸水等）】 無	—

（9）消耗品等（用紙等）

✓ 町役場および甲浦小学校では、コピー用紙およびトナーは常時補充されている。

表5. 2. 33 町役場（所管課：総務課）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【コピー用紙の補充状況】 常時補充	【コピー用紙の備蓄（保管）量と使用可能日数】 100,000枚、約1ヶ月
【トナーの補充状況】 常時補充	【トナーの備蓄（保管）量と使用可能日数】 2コピー機分、約2ヶ月

表5. 2. 34 甲浦小学校（所管課：教育委員会）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【コピー用紙の補充状況】 常時補充	【コピー用紙の備蓄（保管）量と使用可能日数】 2週間
【トナーの補充状況】 常時補充	【トナーの備蓄（保管）量と使用可能日数】 半年

表5. 2. 36 野根地区防災活動拠点施設（所管課：総務課）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【コピー用紙の補充状況】 コピー機がないため備蓄なし	【コピー用紙の備蓄（保管）量と使用可能日数】 コピー機がないため備蓄なし
【トナーの補充状況】 コピー機がないため備蓄なし	【トナーの備蓄（保管）量と使用可能日数】 コピー機がないため備蓄なし

表5. 2. 37 地域防災センター（所管課：総務課）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【コピー用紙の補充状況】 整備予定施設のため、今後決定予定	【コピー用紙の備蓄（保管）量と使用可能日数】 整備予定施設のため、今後決定予定
【トナーの補充状況】 整備予定施設のため、今後決定予定	【トナーの備蓄（保管）量と使用可能日数】 整備予定施設のため、今後決定予定

(10) 公用車

- ✓ 使用状況は各防災拠点施設とも、公用車使用計画表等を用いて常時把握している。
- ✓ 燃料の備蓄は行われていない。

表5. 2. 38 町役場（所管課：総務課）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【公用車の使用状況】 管理台帳等により常時把握している	【公用車の管理台数】 車：40台 【公用車の使用状況の具体的な把握方法】 公用車使用計画表等
【燃料の備蓄状況】 備蓄無	【燃料の備蓄量と使用可能日数】 —
【災害時の使用状況】 使用不可	【公用車が使用困難となる具体的理由】 駐車場が津波浸水想定区域内にある

表5. 2. 39 甲浦小学校（所管課：教育委員会）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【公用車の使用状況】 管理台帳等により常時把握している	【公用車の管理台数】 2台（車：1台、バイク：1台） 【公用車の使用状況の具体的な把握方法】 なし
【燃料の備蓄状況】 備蓄無	【燃料の備蓄量と使用可能日数】 —
【災害時の使用状況】 使用不可	【公用車が使用困難となる具体的理由】 駐車場が津波浸水想定区域内にある

表5. 2. 40 野根地区防災活動拠点施設（所管課：総務課）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【公用車の使用状況】 公用車なし	【公用車の管理台数】 公用車なし 【公用車の使用状況の具体的な把握方法】 公用車なし
【燃料の備蓄状況】 公用車がないため備蓄なし	【燃料の備蓄量と使用可能日数】 公用車がないため備蓄なし
【災害時の使用状況】 公用車なし	【公用車が使用困難となる具体的理由】 公用車なし

表5. 2. 41 地域防災センター（所管課：総務課）

現在の状況	
確保状況	根拠（対策状況等）及び詳細等
【公用車の使用状況】 管理台帳等により常時把握している	【公用車の管理台数】 車：40台 【公用車の使用状況の具体的な把握方法】 公用車使用計画表等
【燃料の備蓄状況】 備蓄無	【燃料の備蓄量と使用可能日数】 —
【災害時の使用状況】 使用不可	【公用車が使用困難となる具体的理由】 駐車場が津波浸水想定区域内にある

3 指揮命令系統の確立

（１）災害対策本部の決定権限者及び計画の指揮命令系統

ア 災害対策本部の意思権限者

災害応急対策に係る意思決定は、災害対策基本法等に基づき町長（災害対策本部長）が行う。
不在等の場合で意思決定ができない場合には、権限委任順位に基づきその職務を代理する。

イ 計画の指揮命令系統

責任者が長期出張あるいは被災により不在の場合であっても、組織として適切に意思決定が行えるように、あらかじめ指揮命令系統を確立しておく。

① 指揮命令系統の確立方法

- 責任者との連絡が取れない場合、意思決定に係る権限は、あらかじめ定めた順位で自動的に代行者に委任する。
- 責任者が本庁へ参集できない状況にあっても、連絡手段が確保され、責任者の指示を仰ぐことが可能な場合には、権限の委任は行わない。

② 権限委任順位

災害が発生した場合の命令系統は次のとおりとし、定めたものが不在又は連絡不能の場合は、次の者が直ちにその職務を遂行し、その後承認を受ける。

- 1) 町長 2) 副町長 3) 総務課長 4) 産業建設課長

（２）部長、班長等不在の場合の対応

職員の参集率の低い発災直後の初動期において、組織内の業務が円滑に進むよう指揮命令系統が確立されていることが重要であるため各対策部においては、部長が不在の場合にも、次の考え方に基づき、適切に意思決定を行うことができる体制を確保する。

ア 部長等の委任権限の順序を事前に定め、意思決定権者と連絡の取れない場合には、あらかじめ定めた順序で自動的に権限が委任されるものとする。

イ 部長等が勤務地に参集できない状況下では、連絡が取れ次第指示を仰ぐことが可能な場合であっても、権限を委任する。なお、部長は通信手段を確保し、連絡を密にするよう留意する。

第6章 業務継続の課題と取組み

本章では、第5章で抽出した各必要資源の現状に対する課題及び取組みを整理した。

1 職員の確保に関する課題と取組み

（1）職員の確保

◇ 現 状

- ✓ 大規模災害に伴う応急業務の発生により、発災直後から業務に必要な人数に対して職員数が不足することが見込まれる。
- ✓ 職員自身やその家族の被災により、参集困難となる職員がいることが見込まれる。
- ✓ 職員の安否確認方法が確立されていない。

◇ 課 題

- 
- ① 非常時優先業務を実施するために必要な人数の確保
 - ② 職員自身やその家族の被災により参集困難となる職員数の削減
 - ③ 被災しなかった職員の確実な参集
 - ④ 参集した職員の健康維持
 - ⑤ 職員の安否確認

◇ 取組み

A 全庁的な職員配備調整の実施（対応課題：①）

非常時優先業務を実施するにあたり、人員が著しく不足する部署については、災害対策本部を通じて積極的に他部署の応援を要請し、全庁的な職員配備の調整を実施する。

可能であれば、業務の専門性を考慮し、応援が必要な部署に以前所属していた職員を派遣する。

B 他の自治体等からの応援の受入れに関する協定の締結（対応課題：①）

大規模災害時に他の自治体等から応援を受け入れるための協定を積極的に締結し、発災後には協定を締結している自治体に対して職員派遣要請を迅速に行う。

特に、専門的な知識や技能が必要な業務がある部署については、他の自治体等との協定により専門的な知識や技能を有する人員の確保を図る。

C 他の自治体等からの応援の効果的な活用（対応課題：①）

他の自治体等からの応援を迅速に受け入れ、効果的に活用できるよう、非常時優先業務のうち他の自治体等からの応援を活用できる業務を事前に特定する。

D ボランティアの積極的な受入れ（対応課題：①）

東洋町社会福祉協議会と連携し、ボランティアを積極的に受け入れ、避難所の運営等に活用することにより、非常時優先業務に従事する職員の確保を図る。

E 非常勤職員・臨時職員、OB職員の活用（対応課題：①）

非常時優先業務に非常勤職員・臨時職員やOB職員を活用する体制を策定する。

F 保育所の早期復旧・継続に関する検討（対応課題：①、③）

子育て中の職員が非常時優先業務に従事できるよう、保育所の早期復旧又は継続できる体制を策定する。

G 家庭での防災対策の実施（対応課題：②）

平常時から大規模災害時における職員やその家族の安全確保について検討し、自宅の耐震化や家具の転倒防止等を行うとともに、参集時に必要なものを非常持出袋としてまとめておく等の対策を実施する。また、家族が3日間（できれば1週間）過ごせる備蓄品を準備する。

H 参集訓練の実施（対応課題：③）

参集訓練を実施することにより、緊急時における各部の連絡体制の確認を行うとともに、職員の危機管理意識を高める。

I 配備基準等の周知（対応課題：③）

防災訓練等の際に、発災時に職員が参集する配備基準や、参集に係る心得等を周知徹底する。

※配備基準については「第1編 第2章2の（2）配備基準」参照

J 職員の健康管理（対応課題：④）

被災や非常時優先業務への従事等により、肉体的・精神的に過度の負担がかかる職員に対し、定期的に休息をとれる体制の構築や民間ホテル等との協定締結による宿泊場所の確保等、心のケアを含めた適切な健康管理を実施する。

K 職員の安否確認体制の確立（対応課題：⑤）

職員の安否確認方法について、各所属等において検討し、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認体制の確立を図る。

（2）指揮命令系統の確立

◇ 現 状

- ✓ 災害対策本部長（町長）及びその代理者（副町長、総務課長、産業建設課長）の執務室が津波により浸水する防災拠点施設（町役場、甲浦小学校、野根地区防災活動拠点施設）にあるため、全員が被災し、指揮命令系統が成立しない可能性がある。
- ✓ 地域防災センターが平成30年3月に町役場横に建設予定であり、その際には災害対策本部の設置場所が町役場から移転する予定である。
- ✓ 地域防災センターは津波浸水想定区域内だが、建物をピロティとしたため、津波浸水による影響は受けない。
- ✓ 災害対策本部長が不在の場合の代理者は第三順位までは決まっているが、それ以降の代理者の決定方法が決まっていない。
- ✓ 災害対策本部の各班長が参集できない場合の代理者が設定されていない。

◇ 課 題

① 指揮命令系統の確立

◇ 取組み

A 津波浸水による影響のない施設への機能移転（対応課題：①）

地域防災センターを建設するまでの間、災害対策本部長及びその代理者の執務室を津波浸水による影響のない施設に移転する。

B 第三順位以降の代理者の決定方法の設定（対応課題：①）

第三順位までの代理者が不在であっても、それ以降の代理者を早急に決定できるよう、決定方法を設定する。

【設定例】

- 1) 第三順位までの代理者ではない課長であって、「東洋町長の職務を代理する職員を定める規則」に記載された以下の順とする。
第四順位：税務課長 第五順位：住民課長
- 2) 課長職と同等の職であって、「東洋町の職員の職の設置に関する規則」に記載された以下の順とする。
第六順位：会計管理者 第七順位：出納室長 第八順位：教育次長
第九順位：議会事務局長 第十順位：地域包括支援センター事務局長

C 各班長の代理者の設定（対応課題：①）

災害対策本部の各班長が不在の場合の代理者を事前に指名する。

2 防災拠点施設の確保に関する課題と取り組み

（1）防災拠点施設

◇ 現 状

- ✓ 全ての防災拠点施設の耐震性は確保されている。
- ✓ 全ての防災拠点施設が津波浸水想定区域内に位置するため、職員の参集が困難となる時間帯が発生する可能性がある。
- ✓ 全ての防災拠点施設で応急復旧の実施手順が明確に定まっておらず、復旧に時間を要する可能性がある。
- ✓ 地域防災センターが平成30年3月に町役場横に建設予定である。津波浸水想定区域内だが、建物をピロティとしたため、津波浸水による影響は受けない。

◇ 課 題

- 
- ① 津波浸水想定区域外で非常時優先業務を行う施設の確保（地域防災センター完成までの間）
 - ② 防災拠点施設の応急復旧の早期実現

◇ 取組み

A 利用可能な庁舎の把握及び代替庁舎への機能の移転（対応課題：①）

大規模地震や津波が発生しても非常時優先業務を実施可能な施設を把握するとともに、津波の発生により利用できなくなった防災拠点施設機能の移転先を事前に設定する。

B 応急復旧実施体制の確立（対応課題：②）

防災拠点施設の応急復旧の手順について検討し、実施体制を確立する。また、必要に応じて保守事業者と大規模地震発生時の対応について協議を行い、防災拠点施設の早期復旧に向けた体制を整備する。

C 応急危険度判定の実施体制の確立（対応課題：②）

発災直後より、防災拠点施設の確認を早期に実施するため、応急危険度判定士の確保を図る。
また、応急危険度判定士が不足する場合は、高知県に対して派遣を要請する。

（2）電力

◇ 現 状

- ✓ 大規模地震により停電が発生することが予想され、南海トラフ巨大地震においては、津波による浸水のため電力の復旧に相当時間（約1週間程度と想定）を要すると想定されている。
- ✓ 非常用電源及びその燃料が確保されていない防災拠点施設（甲浦小学校、野根防災活動拠点施設）がある。
- ✓ 町役場に設置している非常用電源は、津波による浸水の影響を受けない場所に設置されている。
- ✓ 非常用電源の燃料には限りがあるため、電力消費量の抑制が必要である。
- ✓ 非常用電源から電力供給を受けられるコンセントが容易に識別できず、どのコンセントが使えるかの確認に手間取る可能性がある。
- ✓ 停電によりパソコンやシステム等が利用できない場合、実施が困難となる非常時優先業務がある。

◇ 課 題

- 
- ① 電力復旧までの非常用電源の活用
 - ② 電力の有効活用
 - ③ 電力設備の早期復旧
 - ④ 停電時の業務継続体制の構築

◇ 取組み

A 非常用電源の確保及びその燃料の備蓄（対応課題：①）

停電発生時でも最低限必要な電力を確保するため、非常用電源を確保するとともに、電力が復旧すると想定される約1週間分の燃料を備蓄する。また、大規模災害時の発電機のレンタルや非常用電源の燃料補給に関する協定を締結する。

B 電力消費量抑制の徹底（対応課題：②）

電力の消費量を抑制し、有効利用するため、不要照明の消灯等を徹底するほか、ランタンや懐中電灯等を活用する等の対策を実施する。

C 非常用電源から電力供給を受けられるコンセントの識別（対応課題：②）

非常用電源から電力供給を受けられるコンセントを特定し、ラベル貼付等の方法により容易に識別できるようにする。

D 使用優先順位の設定（対応課題：②）

非常用電源の発電量は、通常の電力供給量に満たない場合が多いため、優先的に非常用電源による電力を供給すべき機器等を設定する。

E 電力設備の優先的な復旧の要請（対応課題：③）

電力事業者に対して、事前に定められた復旧順位に基づき、電力設備の優先的な復旧を要請する。
また、必要に応じて、発電機の優先的なレンタル等をあわせて要請する。

F 停電時の業務継続方法の検討（対応課題：④）

停電によりパソコンやシステム等が使用できない場合でも可能な限り非常時優先業務を遂行できるよう、あらかじめ業務マニュアルや申請書を印刷しておく等の対策を実施する。

（3）通信手段（電話等）

◇ 現 状

- ✓ 電話交換機の転倒防止対策等の不通防止対策が実施されていない防災拠点施設がある。
- ✓ 大規模災害時には、設備故障による電話の不通が発生することや、輻輳により電話がつながりにくくなることが予想され、南海トラフ巨大地震においては、電話の復旧に相当時間を要すると想定される。
- ✓ 災害時優先電話や衛星携帯電話等の通信手段が確保されていない防災拠点施設がある。

◇ 課 題

- 
- ① 通信環境の早期復旧
 - ② 災害時優先電話等の確保および有効活用
 - ③ 衛星携帯電話の整備

◇ 取組み

A 通信環境の優先的な復旧等の要請（対応課題：①）

通信事業者に対して、電話等の通信環境の優先的な復旧を要請する。また、必要に応じて特設公衆電話の設置等をあわせて要請する。

B 不通防止対策の実施（対応課題：①）

施設内に設置している交換機の転倒や故障、電源の喪失等により電話が不通にならないよう対策を実施する。

C 災害時優先電話の確保（対応課題：②）

災害時優先電話が確保されていない施設については、確保を図る。

D 災害時優先電話の識別と有効活用の周知徹底（対応課題：②）

災害時優先電話を有効活用するために、災害時優先電話を特定し、ラベル貼付等の方法により容易に識別できるようにするとともに、原則として発信用として使用し、着信では使用しないよう周知徹底する。

E 衛星携帯電話の確保（対応課題：③）

衛星携帯電話が確保されていない施設については、確保を図る。

（４）防災行政無線

◇ 現 状

- ✓ 町役場には防災行政無線が整備されており、非常用電源も確保されている。
- ✓ 町役場以外には防災行政無線が整備されていない。
- ✓ 防災行政無線はデジタル化されていない。
- ✓ 防災行政無線の操作方法について、訓練等を通じて周知する必要がある。
- ✓ 津波浸水想定区域外への整備が必要である。

◇ 課 題

- 
- ① 防災行政無線の全防災活動拠点への設置（デジタル化、同報系、移動系）
 - ② 防災行政無線の有効活用

◇ 取組み

A 防災行政無線の整備（対応課題：①）

町役場とその他の防災拠点施設間の情報伝達手段として、町役場以外の防災拠点施設に移動系や同報系の防災行政無線を設置するとともに、デジタル化を推進する。

また、津波浸水想定区域内に設置された防災行政無線は、津波発生により使用困難となる可能性があるため、津波浸水想定区域外への防災行政無線の設置若しくは移設する。

B 防災行政無線の操作方法の周知（対応課題：②）

防災行政無線を使用した訓練等を通じて操作法を周知し、本部事務局を中心とした職員が使用できるようにする。

（５）情報システム

◇ 現 状

- ✓ サーバー等の重要システムの耐震対策は全ての防災拠点施設で実施されておらず、被災により破損し使用できなくなる可能性がある。
- ✓ 重要データのバックアップは、一部の防災拠点施設で実施されていない。
- ✓ 重要システムに不具合が発生した場合の対処は、一部の防災拠点施設では保守事業者と協定を締結するなどの対策を講じているが、他の防災拠点施設では対処困難となっている。
- ✓ 庁内ネットワークが被災し、機器の破損や断線等により使用できなくなる可能性がある。
- ✓ 各所属において管理するパソコン等については、全ての防災拠点施設で転倒防止対策が実施されていない。

◇ 課 題

- 
- ① 重要システムの耐震・津波浸水対策
 - ② 重要システムおよび庁内ネットワークの早期復旧
 - ③ 重要システムが使用できない場合の業務継続体制の構築
 - ④ 各所属において管理するパソコン等の転倒防止対策

◇ 取組み

A 重要システムへの耐震・津波浸水対策の実施（対応課題：①）

重要システムに対し転落・転倒防止等の対策を実施する。
また、津波浸水想定区域外若しくは津波により浸水しない階層への移設を実施する。

B 保守事業者との協定の締結（対応課題：②）

重要システムに対し保守事業者と協定を締結し、災害時には優先的な復旧を要請する。

C システムのクラウド化の推進及び外部データセンターの活用（対応課題：②）

重要システムの早期復旧のため、システムのクラウド化の推進及び外部データセンター等の活用を図る。

D 庁内ネットワークの早期復旧（対応課題：②）

庁内ネットワークの被災状況を迅速に確認・把握し、不具合箇所の早期復旧に努める。

E 重要システムが使用できない場合の業務継続方法の構築（対応課題：③）

被災により行政ネットワーク等の重要システムが使用できない場合でも可能な限り非常時優先業務を遂行できるよう、各部署において重要なデータのバックアップを定期的実施する等の体制を構築する。

F 各所属において管理するパソコン等の転倒防止対策の実施（対応課題：④）

各所属において管理するパソコン等の転倒防止対策を実施する。

（6）執務環境

◇ 現 状

- ✓ 全ての防災拠点施設において、キャビネット等の転倒防止対策及びガラスの飛散防止対策は実施されていない。
- ✓ キャビネット等の転倒やガラスの飛散により、人的被害や通路妨害等が発生する可能性がある。

◇ 課 題

- 
- ① キャビネット等の転倒やガラスの飛散による影響の予防
 - ② 非常時優先業務を実施するための執務環境の確保

◇ 取組み

A キャビネット等の転倒防止対策及びガラスの飛散防止対策の実施（対応課題：①）

防災拠点施設内の全てのキャビネット等の転倒防止対策及びガラスの飛散防止対策を実施する。

B 資機材の確保（対応課題：①）

転倒したキャビネットの移動や、職員がキャビネット等の下敷きになった場合の救助等に使用する資機材を確保する。

C 被災による執務環境への影響を最小限に留めるための配置の実施（対応課題：②）

キャビネット等の転倒やガラスの飛散が発生した場合の人的被害や通路妨害等を最小限に留めるための配置を実施する。

（7）トイレ

◇ 現 状

- ✓ 大規模災害時には、断水等によりトイレが使用できなくなることが予想され、南海トラフ地震においては、トイレは相当時間使用困難になると想定される。
- ✓ 職員用の簡易トイレの備蓄は全ての防災拠点施設で行われており、簡易トイレを設置する場所の確保も行われている。
- ✓ 備蓄している簡易トイレだけで充足するか不明確である。

◇ 課 題

- ① 断水時でも使用可能なトイレの十分な確保

◇ 取組み

A 仮設トイレ等の備蓄（対応課題：①）

備蓄済みの簡易トイレでの充足状況を検討し、不足が想定される場合は追加備蓄や仮設トイレ等の備蓄を行う。

B 仮設トイレ等の確保に関する協定の締結（対応課題：①）

備蓄済みの簡易トイレだけでは不足することを想定し、レンタル事業者等との優先的な仮設トイレ等の供給に関する協定を締結する。

C 利用方法の周知（対応課題：①）

簡易トイレや仮設トイレ等の設置場所や利用方法について、速やかに職員に周知する。

（8）食料・飲料水等

◇ 現 状

✓ 職員用の食料や飲料水等は確保されていない。

◇ 課 題

① 職員用の食料や飲料水等の確保

◇ 取組み

A 職員用の食料や飲料水等の備蓄（対応課題：①）

職員用の食料や飲料水等の確保に関する検討を行い、必要に応じて食料・飲料水等を備蓄する。

B 協定の締結（対応課題：①）

災害時の食料等の供給に関する協定を締結した業者に対して、協定に基づいた食料等の供給を要請する。

C 各職員における食料や飲料水等の個人備蓄（対応課題：①）

各職員が大規模災害時に備えて食料、飲料水等を自宅及び職場に個人で備蓄を行う。また、参集時にはできるだけ3日分の食料や飲料水等を持参するよう周知する。

D 被災しない保管場所の設定（対応課題：①）

食料や飲料水等を備蓄する場合は、被災しない場所に保管する。

（9）消耗品等（用紙等）

◇ 現 状

- ✓ 大規模災害に伴う応急業務の発生により、用紙やトナー等の消耗品の利用の増加が予想される一方、それらの調達が難しくなることが想定される。
- ✓ 用紙やトナーは、防災拠点施設毎に在庫を管理している。

◇ 課 題

- 
- ① 用紙やトナー等の消耗品の確保（防災備蓄倉庫へ）

◇ 取組み

A 用紙やトナー等の消耗品の在庫保有（対応課題：①）

用紙やトナー等の消耗品について、災害時には調達が困難となることを考慮し、購入のタイミングを早める等により在庫を多く持つ。

B 単価契約締結事業者との調整（対応課題：①）

単価契約締結事業者と災害時の優先的な消耗品の供給について調整を図る。

C 用紙等の消耗品の庁内での融通（対応課題：①）

非常時優先業務の実施に必要な用紙等の消耗品の庁内での融通を図る。

D 事前印刷の実施（対応課題：①）

大規模地震発生後に必ず必要となる書類・資料等については事前に印刷し、コピー用紙やトナーの使用量を抑制する。

(10) 公用車

◇ 現 状

- ✓ 大規模災害に伴う応急業務の発生により、公用車の利用が増加することが予想される。
- ✓ 津波による駐車場の被災等により公用車の使用が困難となる可能性がある。
- ✓ 大規模災害時には車両の燃料の供給が停止する可能性があるが、燃料の備蓄は行われていない。

◇ 課 題

- 
- ① 公用車の効率的な運用体制の確保
 - ② 公用車の燃料の確保
 - ③ 公用車の代替手段の確保

◇ 取組み

A 駐車場の被災防止（対応課題：①）

津波や土砂災害による被災の無い場所への駐車場の移転を行う。

B 公用車の燃料の備蓄（対応課題：②）

消防法等の関係法令を遵守の上、協定の締結や流通備蓄等により公用車の燃料を確保する。また、公用車の燃料を平常時より可能な限り満タン給油しておくよう周知する。

C エコカーの導入（対応課題：②）

公用車の切り替え時には、電気自動車やハイブリッド車など燃費の良い自動車の導入する。

D 自転車・バイクの積極的な活用（対応課題：③）

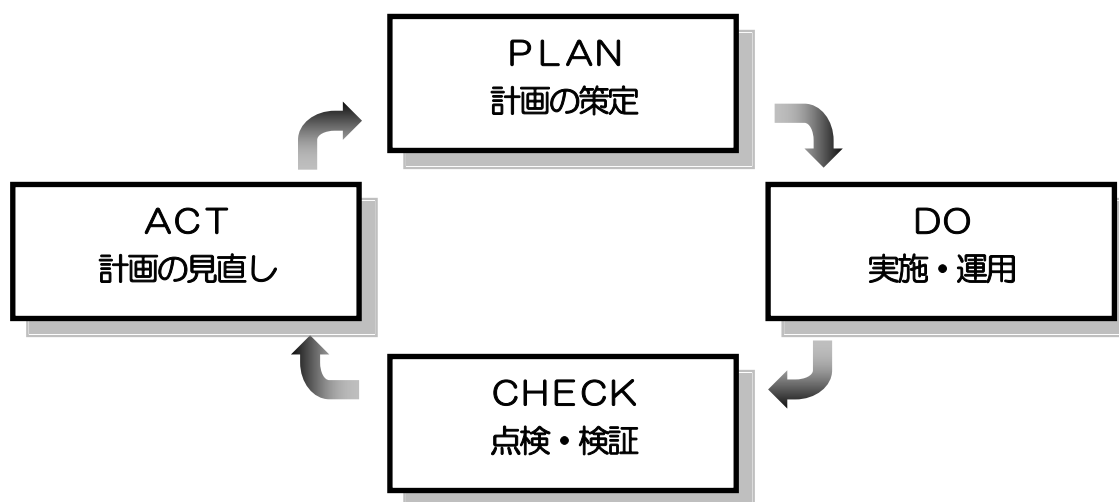
公用車の代替手段として、自転車やバイクを積極的に活用する。

第7章 業務継続体制の向上

1 PDCAサイクルによる計画の推進

本計画に基づいて、非常時優先業務を効果的に遂行するためには、業務継続計画を管理・運用していく必要がある。全職員が非常時優先業務の重要性を理解し、個々の職員に課せられた役割を確実に果たせるように、教育や訓練等を通じて確認する。

このように、①PLAN（計画の策定）、②DO（実施・運用）、③CHECK（点検・検証）、④ACT（計画の見直し）というサイクルを通じて、業務継続計画の改善を行うことが重要である。



ア 計画の策定（PLAN）

本計画の策定後も、事務事業の見直しや人事異動及び機構改革等に伴い業務継続に関する状況は変化することが見込まれるため、定期的に見直しを行い、本計画の更新を行う。

なお、更新の際は以下の状況を踏まえて行うものとする。

- ① 本市域への影響が考えられる地震被害想定を更新又は新たな実施
- ② 地域防災計画をはじめとする関連計画及びマニュアルとの整合
- ③ 事務事業又は事務分掌の見直し
- ④ 人事異動及び機構改革
- ⑤ 訓練や実際の災害対応において明らかとなった課題

イ 実施・運用（DO）

① 業務継続計画の周知

本計画に基づき非常時優先業務を円滑に実施するためには、全庁的な対応が必要であり、全職員が業務継続の重要性や各自の役割を理解する必要があるため、職員への研修や組織間の情報共有等を通じ、本計画の周知徹底を図る。

② 訓練の実施

的確な業務継続を図るためには、職員一人ひとりが災害時の役割や施設等の資源制約の可能性等について、平常時から理解を深め、発災時には実際に行動できるよう対応能力を向上させていくことが求められる。

業務継続体制の確立に向け、日頃より全庁及び各部課において、計画的に研修や訓練を実施し、職員個人及び組織的な対応能力の向上を図っていく。

また、本計画の適切な運用等を図るため、研修・訓練等の実施・検証を通じて、新たな課題の発見や非常時優先業務の見直しを行う。

大雨や台風などの災害対応においても、実施・検証することにより、南海トラフ巨大地震発生時の対応の改善に活用する。

表7.1.1 訓練の実施内容例

訓 練	開催回数	内 容
避難訓練	年1回	来客等の避難誘導、職員の避難
安否情報伝達訓練	年1回	職員の安否確認
非常参集訓練	年1回	勤務時間外の参集、勤務時間内の配備体制
図上訓練	年1回	業務継続計画等に基づいた非常時優先業務実施の手順確認及び事前又は訓練中に付与される情報に基づき判断し、行動する訓練

③ 対策の実施

本計画において挙げられた業務継続に係る課題への対策について、全庁的な取組または様々な組織単位での取組として、実施について検討し、業務継続体制の向上を図る。

ウ 点検・検証（CHECK）

実施・運用（DO）を踏まえ、計画の実効性等に係る問題点の抽出、課題の検討を適宜行う。

エ 計画の見直し（ACT）

点検・検証（CHECK）により抽出された課題等に基づき、必要に応じて本計画の見直しを行う。

2 計画の推進体制

本計画に基づいて、非常時優先業務の遂行体制を強化するために、本計画の進行管理を行うことが必要である。

そこで、月1回程度実施され、課長以上が出席する「庁議」において、本計画に基づく対策の進捗管理、情報共有、計画の見直し等の計画の運用等を行う。

本計画では業務実施体制の確保等に係る今後の対応策を整理したため、更に各対応策の目標レベルやそのための具体的な手段、方法、実施目標時期等を検討し、対策実施計画として取りまとめ、庁議の中で実施対策計画の進捗管理を定期的に行う。

第2編 応急対策業務編

応急対策業務編 目次

第1章	各部署における非常時優先業務及び業務開始目標時間	1
1	総務課	1
2	税務課	4
3	住民課	6
4	産業建設課	9
5	出納課	12
6	教育委員会	15
7	議会事務局	18
8	消防団、室戸市消防署東洋出張所	21

第1章 各部署における非常時優先業務及び業務開始目標時間

1 総務課

災害対策本部所属部署	
部名	同じ部に所属する他部署 (通常時部署名)
情報部	議会事務局、税務課、出納課
〔災害対策本部体制時の基本対応〕	
・応急対策業務の実行 ・優先する通常業務の実行	

【応急対策業務】

■情報部

優先 順位	通常時 部署名	事務分掌	業務開始目標時間と事務分掌の具体的内容					必要 人数 (人/日)
			第1フェーズ (3時間以内)	第2フェーズ (1日以内)	第3フェーズ (3日以内)	第4フェーズ (2週間以内)	第5フェーズ (1か月以内)	
1	総務課 議会事務局 税務課 出納課	避難勧告・避難指示 等の伝達	・防災行政無線、Jアラート(自動送信)、Lアラート(エリアメール)により住民へ伝達					0.5
1	総務課 議会事務局 税務課 出納課	救助・救出・避難誘導	・町、消防団、警察、自主防災組織等による安全な避難所への避難誘導 ・警戒区域の設定					1
1	総務課 議会事務局 税務課 出納課	自衛隊、県、他市町村 等への応急要請	・県防災行政無線あるいは、衛星携帯電話で被害状況を県へ報告 ・場合によっては応援要請					0.25
1	総務課 議会事務局 税務課 出納課	気象情報・災害情報の 収集・伝達	・高知県防災行政無線・気象庁等による情報の収集 ・防災行政無線等による情報伝達 ・情報通信システム等の機能確保					1
1	総務課 議会事務局 税務課 出納課	職員の動員・配備調 整	・職員の安否確認 ・各部へ応急活動の指示					1
1	総務課 議会事務局 税務課 出納課	災害対策本部の運営	・応急対策全体の方針決定 ・避難所運営の方針決定 ・防災対策関係部署への派遣・応援要請 ・避難指示・勧告等の発令 ・通常業務再開への方針決定					2
1	総務課 議会事務局 税務課 出納課	被害状況の取りまと め、県等への報告	・各部、あるいは職員、消防団、住民から被害状況を収集 ・1時間ごとに県へ報告					2

東洋町業務継続計画（地震対策編） 第2編 応急対策業務編
第1章 各部署における非常時優先業務及び業務開始目標時間

優先 順位	通常時 部署名	事務分掌	業務開始目標時間と事務分掌の具体的内容					必要 人数 (人/日)
			第1フェーズ (3時間以内)	第2フェーズ (1日以内)	第3フェーズ (3日以内)	第4フェーズ (2週間以内)	第5フェーズ (1か月以内)	
1	総務課 議会事務局 税務課 出納課	各種連絡調整など全 般的事務	・災害対策部署等への連絡調整 ・マスコミ対応 ・情報通信システム等の機能確保					1
9	総務課 議会事務局 税務課 出納課	車両の管理・調達			・公用車の確保 ・燃料の確保			0.5
10	総務課 議会事務局 税務課 出納課	出納事務、義援金等 の保管				・義援金の受付 ・必要物資の買入		1
10	総務課 議会事務局 税務課 出納課	家屋等の被害調査				・公共施設、家屋の被害 状況、被害エリアを調査		16
12	総務課 議会事務局 税務課 出納課	納税猶予・減免措置					・税金の賦 課徴収 ・大災害の 場合は、猶 予期間の 設定	2

※必要人数は情報部全体で必要な人数

【優先する通常業務】

優先 順位	事務分掌	事務分掌の具体的内容	業務開始 目標時間	必要 人数 (人/日)
1	庶務、文書及び公印に関する事項	・文書及び公印の管理	3時間以内	0.1
1	電子計算機及びシステムに関する事項	・情報伝達機器の維持管理	3時間以内	3
3	予算その他財政に関する事項	・財政執行に関する事務	3日以内	2
4	職員の人事及び給与に関する事項	・人事発令、給与の支払い	2週間以内	2

【休止する通常業務】

No.	事務分掌	業務開始 目標時間
1	議会に関する事項	1ヶ月以上
2	消防及び水防並びに防災に関する事項	1ヶ月以上
3	財産に関する事項	1ヶ月以上
4	交通安全に関する事項	1ヶ月以上
5	企画調整に関する事項	1ヶ月以上
6	広域行政に関する事項	1ヶ月以上
7	広報に関する事項	1ヶ月以上
8	公共交通に関する事項	1ヶ月以上
9	統計に関する事項	1ヶ月以上
10	入札及び契約に関する事項	1ヶ月以上
11	固定資産評価審査委員会に関する事項	1ヶ月以上
12	他の主管に属しない事項	1ヶ月以上
13	選挙に関する事項	1ヶ月以上

2 税務課

災害対策本部所属部署	
部名	同じ部に所属する他部署 (通常時部署名)
情報部	総務課、議会事務局、出納課
〔災害対策本部体制時の基本対応〕	
・応急対策業務の実行 ・優先する通常業務の実行	

【応急対策業務】

■情報部

優先 順位	通常時 部署名	事務分掌	業務開始目標時間と事務分掌の具体的内容					必要 人数 (人/日)
			第1フェーズ (3時間以内)	第2フェーズ (1日以内)	第3フェーズ (3日以内)	第4フェーズ (2週間以内)	第5フェーズ (1か月以内)	
1	総務課 議会事務局 税務課 出納課	避難勧告・避難指示 等の伝達	・防災行政無線、Jアラート(自動送信)、Lアラート(エリアメール)により住民へ伝達					0.5
1	総務課 議会事務局 税務課 出納課	救助・救出・避難誘導	・町、消防団、警察、自主防災組織等による安全な避難所への避難誘導 ・警戒区域の設定					1
1	総務課 議会事務局 税務課 出納課	自衛隊、県、他市町村 等への応急要請	・県防災行政無線あるいは、衛星携帯電話で被害状況を県へ報告 ・場合によっては応援要請					0.25
1	総務課 議会事務局 税務課 出納課	気象情報・災害情報の 収集・伝達	・高知県防災行政無線・気象庁等による情報の収集 ・防災行政無線等による情報伝達 ・情報通信システム等の機能確保					1
1	総務課 議会事務局 税務課 出納課	職員の動員・配備調 整	・職員の安否確認 ・各部へ応急活動の指示					1
1	総務課 議会事務局 税務課 出納課	災害対策本部の運営	・応急対策全体の方針決定 ・避難所運営の方針決定 ・防災対策関係部署への派遣・応援要請 ・避難指示・勧告等の発令 ・通常業務再開の方針決定					2
1	総務課 議会事務局 税務課 出納課	被害状況の取りまと め、県等への報告	・各部、あるいは職員、消防団、住民から被害状況を収集 ・1時間ごとに県へ報告					2

優先 順位	通常時 部署名	事務分掌	業務開始目標時間と事務分掌の具体的内容					必要 人数 (人/日)
			第1フェーズ (3時間以内)	第2フェーズ (1日以内)	第3フェーズ (3日以内)	第4フェーズ (2週間以内)	第5フェーズ (1か月以内)	
1	総務課 議会事務局 税務課 出納課	各種連絡調整など全 般的事務	・災害対策部署等への連絡調整 ・マスコミ対応 ・情報通信システム等の機能確保					1
9	総務課 議会事務局 税務課 出納課	車両の管理・調達			・公用車の確保 ・燃料の確保			0.5
10	総務課 議会事務局 税務課 出納課	出納事務、義援金等 の保管				・義援金の受付 ・必要物資の買入		1
10	総務課 議会事務局 税務課 出納課	家屋等の被害調査				・公共施設、家屋の被害 状況、被害エリアを調査		16
12	総務課 議会事務局 税務課 出納課	納税猶予・減免措置					・税金の賦 課徴収 ・大災害の 場合は、猶 予期間の 設定	2

※必要人数は情報部全体で必要な人数

【優先する通常業務】

優先 順位	事務分掌	事務分掌の具体的内容	業務開始 目標時間	必要 人数 (人/日)
	なし			

【休止する通常業務】

No.	事務分掌	業務開始 目標時間
1	町税の賦課徴収に関する事項	1ヶ月以上
2	国民健康保険税の賦課徴収に関する事項	1ヶ月以上
3	介護保険料の賦課徴収に関する事項	1ヶ月以上
4	後期高齢者医療保険料の徴収に関する事項	1ヶ月以上

3 住民課

災害対策本部所属部署	
部名	同じ部に所属する他部署 (通常時部署名)
住民部	なし
〔災害対策本部体制時の基本対応〕	
・応急対策業務の実行 ・優先する通常業務の実行	

【応急対策業務】

■住民部

優先 順位	通常時 部署名	事務分掌	業務開始目標時間と事務分掌の具体的内容					必要 人数 (人/日)
			第1フェーズ (3時間以内)	第2フェーズ (1日以内)	第3フェーズ (3日以内)	第4フェーズ (2週間以内)	第5フェーズ (1か月以内)	
1	住民課	救助・救出・避難誘導	・住民の安全確保・高台避難の呼びかけ					0.25
1	住民課	応急救護・医療機関との調整	・トリアージの支援(医師と連携)					3
1	住民課	応急救護・医療機関との調整	・医療救護所の開設					6
1	住民課	避難所の開設・運営	・避難所としての開設可否判断(情報部と連携) ・避難者名簿作成 ・避難所運営					1
1	住民課	保育園・福祉施設の安全対策	・保育園、高齢者住宅利用者の安全確保 ・保護者等への連絡、引き渡し					13
1	住民課	保育園・福祉施設の安全対策	・文化会館、福祉センター利用者の安全確保					4
7	住民課	健康管理・相談		・保健師、看護師による相談 ・保健師、看護師との連絡調整				0.25
7	住民課	町社会福祉協議会・日赤高知県支部との調整		・災害ボランティアセンターに関する連絡調整 ・受援に関する日赤高知県支部との連絡調整				0.25
7	住民課	ボランティアの受け入れ・調整		・社会福祉協議会の連絡調整、連携				0.25
7	住民課	遺体の安置・遺族との連絡調整		・遺体検案所、安置所の開設 ・死体袋、ドライアイスの確保 ・埋設場所の確保(火葬はできない) ・遺体洗浄 ・遺族等への連絡 ・遺体の縫合は医師が実施 ・身元が判明すれば死亡者名簿の作成、掲示				10
7	住民課	物資の仕分け		・物資の配分基準を定め、物資を各避難所へ配分する。				2

優先 順位	通常時 部署名	事務分掌	業務開始目標時間と事務分掌の具体的内容					必要 人数 (人/日)
			第1フェーズ (3時間以内)	第2フェーズ (1日以内)	第3フェーズ (3日以内)	第4フェーズ (2週間以内)	第5フェーズ (1か月以内)	
7	住民課	食料・生活必需品・燃料・応急資機材の調達		・食料等の調達と配布計画の作成				1
13	住民課	保健衛生・有害物質対策			・町内を巡回し、消毒等の措置をとる。 ・安芸福祉保健所等との連絡調整			2
13	住民課	ゴミ・し尿の収集・処理			・ゴミ集積場の設置 ・仮設トイレの設置			10
15	住民課	ゴミ・し尿の収集・処理					・ゴミの運搬	3

【優先する通常業務】

優先 順位	事務分掌	事務分掌の具体的内容	業務開始 目標時間	必要 人数 (人/日)
1	戸籍及び住民基本台帳並びに印鑑その他証明に関する事項	証明書等の発行、届出の受付、戸籍記載、住民異動届の受付、印鑑登録、マイナンバー関連業務	2週間以内	4
2	介護保険に関する事項	介護認定、被保険者証等の発行、各種申請受付	1ヶ月以内	2
2	公営住宅の管理に関する事項	公営住宅の営業、入居者の管理	1ヶ月以内	2
2	国民健康保険に関する事項	被保険者証等の発行、資格管理、医療費等の支給、各種申請受付、特定検診に係る業務	1ヶ月以内	2
2	後期高齢者医療保険に関する事項	被保険者証の発行、資格管理、各種申請受付	1ヶ月以内	2

【休止する通常業務】

No.	事務分掌	業務開始 目標時間
1	文化会館に関する事項	1ヶ月以上
2	国民年金に関する事項	1ヶ月以上
3	環境保全に関する事項	1ヶ月以上
4	公害防止に関する事項	1ヶ月以上
5	芸東衛生組合に関する事項	1ヶ月以上
6	女性対策に関する事項	1ヶ月以上
7	バイオディーゼル燃料化施設に関する事項	1ヶ月以上
8	自然保護に関する事項	1ヶ月以上
9	社会福祉に関する事項	1ヶ月以上
10	老人保健に関する事項	1ヶ月以上

東洋町業務継続計画（地震対策編） 第2編 応急対策業務編
第1章 各部署における非常時優先業務及び業務開始目標時間

No.	事務分掌	業務開始 目標時間
11	災害救助に関する事項	1ヶ月以上
12	保育所に関する事項	1ヶ月以上
13	保健及び衛生に関する事項	1ヶ月以上
14	社会福祉協議会に関する事項	1ヶ月以上

4 産業建設課

災害対策本部所属部署	
部名	同じ部に所属する他部署 (通常時部署名)
産業建設部	なし
〔災害対策本部体制時の基本対応〕	
・応急対策業務の実行 ・優先する通常業務の実行	

【応急対策業務】

■産業建設部

優先 順位	通常時 部署名	事務分掌	業務開始目標時間と事務分掌の具体的理由					必要 人数 (人/日)
			第1フェーズ (3時間以内)	第2フェーズ (1日以内)	第3フェーズ (3日以内)	第4フェーズ (2週間以内)	第5フェーズ (1か月以内)	
1	産業建設課	救助・救出・避難誘導	・住民の安全確保・高台避難の呼びかけ					0.25
2	産業建設課	水防活動			・津波による浸水の除去(ポンプの手配・除去作業)			10
2	産業建設課	道路・橋梁・河川・海岸の被害調査・障害物の除去・応急復旧			・被害調査 ・町道の啓開及び仮設道路の設置 ・各関連機関との情報共有 ・障害物除去に伴う重機の手配			8
2	産業建設課	簡易水道施設の被害調査・応急復旧			・緊急遮断弁を設置している為、目視点検等は後日とする。 ・目視による漏水箇所については応急復旧する。			2
2	産業建設課	応急給水			・緊急遮断弁を設置している配水池から給水タンクで運搬			12
2	産業建設課	下水道施設の被害調査・応急復旧、仮設トイレの調達			・緊急点検 ・汚水溢水の解消 ・一次調査 ・応急復旧 ・仮設トイレの設置 ・協定市町村との連携			5
7	産業建設課	ライフライン(電気・ガス・電話)の被害状況の把握・応急復旧のための事業者との調整			・事業者との情報共有			0.25
8	産業建設課	町内企業等の被災状況の把握・応急対策				・目視による点検 ・関係者等と情報共有し、応急対策を検討する。		2
8	産業建設課	農林水産業施設の被害調査・応急対策				・目視による点検、聞き取りによる調査 ・各関係機関との情報共有(漁協・農協等)したのち、応急対策を検討する。		2

優先 順位	通常時 部署名	事務分掌	業務開始目標時間と事務分掌の具体的理由					必要 人数 (人/日)
			第1フェーズ (3時間以内)	第2フェーズ (1日以内)	第3フェーズ (3日以内)	第4フェーズ (2週間以内)	第5フェーズ (1か月以内)	
8	産業建設課	被災住宅の応急修理、仮設住宅の設置				- 被災者への調査 - 住宅設置場所の選定 - 業者へ建設の発注 - 仮設住宅へのライフラインの確保		14
11	産業建設課	町内企業等の復興のための融資等					融資関係機関（銀行等）と連絡調整し、有利な融資制度や補助金を早急に取り入れ、事業再開に向けた取り組みを図る。	2

【優先する通常業務】

優先 順位	事務分掌	事務分掌の具体的内容	業務開始 目標時間	必要 人数 (人/日)
1	都市計画及び公園に関する事項	被災建築物応急危険度判定調査、第1次建築制限、第2次建築制限、復興計画の策定	1ヶ月以内	3

【休止する通常業務】

No.	事務分掌	業務開始 目標時間
1	公営住宅の建設に関する事項	1ヶ月以上
2	その他産業経済の振興に関する事項	1ヶ月以上
3	町の振興計画及び地域活性化に関する事項	1ヶ月以上
4	地域開発に関する事項	1ヶ月以上
5	商工業及び観光に関する事項	1ヶ月以上
6	自然休養村管理センター及び青少年旅行村に関する事項	1ヶ月以上
7	共同作業所に関する事項	1ヶ月以上
8	企業誘致に関する事項	1ヶ月以上
9	定住化促進に関する事項	1ヶ月以上
10	労働行政に関する事項	1ヶ月以上
11	消費者行政に関する事項	1ヶ月以上

No.	事務分掌	業務開始 目標時間
12	公営住宅の建設に関する事項	1ヶ月以上
13	道路、河川、港湾及び漁港に関する事項	1ヶ月以上
14	簡易水道に関する事項	1ヶ月以上
15	下水道に関する事項	1ヶ月以上

5 出納課

災害対策本部所属部署	
部名	同じ部に所属する他部署 (通常時部署名)
情報部	総務課、議会事務局、税務課
〔災害対策本部体制時の基本対応〕	
・応急対策業務の実行 ・優先する通常業務の実行	

【応急対策業務】

■情報部

優先 順位	通常時 部署名	事務分掌	業務開始目標時間と事務分掌の具体的内容					必要 人数 (人/日)
			第1フェーズ (3時間以内)	第2フェーズ (1日以内)	第3フェーズ (3日以内)	第4フェーズ (2週間以内)	第5フェーズ (1か月以内)	
1	総務課 議会事務局 税務課 出納課	避難勧告・避難指示 等の伝達	・防災行政無線、Jアラート(自動送信)、Lアラート(エリアメール)により住民へ伝達					0.5
1	総務課 議会事務局 税務課 出納課	救助・救出・避難誘導	・町、消防団、警察、自主防災組織等による安全な避難所への避難誘導 ・警戒区域の設定					1
1	総務課 議会事務局 税務課 出納課	自衛隊、県、他市町村 等への応急要請	・県防災行政無線あるいは、衛星携帯電話で被害状況を県へ報告 ・場合によっては応援要請					0.25
1	総務課 議会事務局 税務課 出納課	気象情報・災害情報の 収集・伝達	・高知県防災行政無線・気象庁等による情報の収集 ・防災行政無線等による情報伝達 ・情報通信システム等の機能確保					1
1	総務課 議会事務局 税務課 出納課	職員の動員・配備調 整	・職員の安否確認 ・各部へ応急活動の指示					1
1	総務課 議会事務局 税務課 出納課	災害対策本部の運営	・応急対策全体の方針決定 ・避難所運営の方針決定 ・防災対策関係部署への派遣・応援要請 ・避難指示・勧告等の発令 ・通常業務再開の方針決定					2
1	総務課 議会事務局 税務課 出納課	被害状況の取りまと め、県等への報告	・各部、あるいは職員、消防団、住民から被害状況を収集 ・1時間ごとに県へ報告					2

優先 順位	通常時 部署名	事務分掌	業務開始目標時間と事務分掌の具体的内容					必要 人数 (人/日)
			第1フェーズ (3時間以内)	第2フェーズ (1日以内)	第3フェーズ (3日以内)	第4フェーズ (2週間以内)	第5フェーズ (1か月以内)	
1	総務課 議会事務局 税務課 出納課	各種連絡調整など全 般的事務	・災害対策部署等への連絡調整 ・マスコミ対応 ・情報通信システム等の機能確保					1
9	総務課 議会事務局 税務課 出納課	車両の管理・調達			・公用車の確保 ・燃料の確保			0.5
10	総務課 議会事務局 税務課 出納課	出納事務、義援金等 の保管				・義援金の受付 ・必要物資の買入		1
10	総務課 議会事務局 税務課 出納課	家屋等の被害調査				・公共施設、家屋の被害 状況、被害エリアを調査		16
12	総務課 議会事務局 税務課 出納課	納税猶予・減免措置					・税金の賦課徴収 ・大災害の 場合は、猶 予期間の 設定	2

※必要人数は情報部全体に必要な人数

【優先する通常業務】

優先 順位	事務分掌	事務分掌の具体的内容	業務開始 目標時間	必要 人数 (人/日)
1	現金（現金に代えて納付される証券及び基金に 属する現金を含む。）の出納及び保管に関する 事項	・指定金融機関四国銀行甲浦支店 のシステム稼働状況・被災状況の確認 緊急を要する支払は、手作業により 支払事務を行う （システムダウン時の手作業処理の手順 （マニュアル）、紙ベースの様式等整備）	1日以内	0.3
2	現金及び財産の記録管理に関する事項	・現在の紙ベースでの日々の現金等 の記録を保管・管理し継続して、記 録管理を行う	1日以内	0.3
3	小切手の振り出しに関する事項	・小切手の現金化	1日以内	0.3

【休止する通常業務】

No.	事務分掌	業務開始 目標時間
1	有価証券の出納及び保管に関する事項	1ヶ月以上
2	物品の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く。)に関する事項	1ヶ月以上
3	支出負担行為の確認に関する事項	1ヶ月以上
4	決算の調整に関する事項	1ヶ月以上
5	指定金融機関との連絡調整に関する事項	1ヶ月以上

6 教育委員会

災害対策本部所属部署	
部名	同じ部に所属する他部署 (通常時部署名)
教育部	なし
【災害対策本部体制時の基本対応】	
・応急対策業務の実行 ・優先する通常業務の実行	

【応急対策業務】

■教育部

優先 順位	通常時 部署名	事務分掌	業務開始目標時間と事務分掌の具体的理由					必要 人数 (人/日)
			第1フェーズ (3時間以内)	第2フェーズ (1日以内)	第3フェーズ (3日以内)	第4フェーズ (2週間以内)	第5フェーズ (1か月以内)	
1	教育委員会	救助・救出・避難誘導	・住民の安全確保 ・高台避難の呼びかけ					0.25
1	教育委員会	学校等での避難所の開設・運営	・避難所としての開設可否の判断 ・開設					1
3	教育委員会	学校（給食施設含む）・公民館・文化財等の被害調査・障害物の除去・応急復旧		・被害状況の把握 ・各施設の応急復旧				4
3	教育委員会	給食施設を活用した炊き出し		・食材、燃料の確保 ・調理				0.5
5	教育委員会	授業の再開				・教育施設の復旧 ・学用品の調達 ・県教委との情報共有 ・他市町村との連携		0.5

【優先する通常業務】

優先 順位	係名	事務分掌	事務分掌の具体的内容	業務開始 目標時間	必要 人数 (人/日)
1	総務係	公印の管守に関すること。	公印の管守	3時間以内	0.1
2	総務係	教育委員会の会議に関すること。	教育委員会の会議の開催	1ヶ月以内	1
3	社会教育係	文化財の保護に関すること。	文化財の保護	1ヶ月以内	2
4	学校教育係	教科書その他教材の取扱に関すること。	教科書その他教材の取扱	1ヶ月以内	1

【休止する通常業務】

No.	係名	事務分掌	業務開始 目標時間
1	総務係	事務局、学校その他の教育機関の職員(県費担当職員を除く。)の任免、分限及び懲戒に関すること。	1ヶ月以上
2	総務係	教育予算その他議会の議決を経るべき議案に対する意見の申し出に関すること。	1ヶ月以上
3	総務係	教育委員会規則の制定又は改廃に関すること。	1ヶ月以上
4	総務係	請願又は陳情等の処理に関すること。	1ヶ月以上
5	総務係	公告式に関すること。	1ヶ月以上
6	総務係	調査及び統計に関すること。	1ヶ月以上
7	総務係	文書の授受、発送、編さん及び保存に関すること。	1ヶ月以上
8	総務係	職員(学校職員を除く。)の服務に関すること。	1ヶ月以上
9	総務係	職員(学校職員を除く。)研修及び福利厚生に関すること。	1ヶ月以上
10	総務係	教育行政に関する相談に関すること。	1ヶ月以上
11	総務係	その他総務に関すること。	1ヶ月以上
12	総務係	県費負担職員の任免、分限及び懲戒の内申に関すること。	1ヶ月以上
13	総務係	学校職員の服務に関すること。	1ヶ月以上
14	学校教育係	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱に関すること。	1ヶ月以上
15	学校教育係	学級編制に関すること。	1ヶ月以上
16	学校教育係	教育内容及びその取扱に関すること。	1ヶ月以上
17	学校教育係	学校保健に関すること。	1ヶ月以上
18	学校教育係	学校安全に関すること。	1ヶ月以上
19	学校教育係	学校給食に関すること。	1ヶ月以上
20	学校教育係	学校職員の研修及び福利厚生に関すること。	1ヶ月以上
21	学校教育係	児童及び生徒の就学に関すること。	1ヶ月以上
22	学校教育係	学校の統計調査に関すること。	1ヶ月以上
23	学校教育係	学校施設計画の策定及び教育財産の取得の申し出に関すること。	1ヶ月以上
24	学校教育係	教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。	1ヶ月以上
25	学校教育係	教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。	1ヶ月以上

No.	係名	事務分掌	業務開始 目標時間
26	学校教育係	その他学校教育に関すること。	1ヶ月以上
27	社会教育係	社会教育機関の運営に関すること。	1ヶ月以上
28	社会教育係	社会教育委員、文化財調査委員等の委嘱及び体育指導員の任命並びにそれらの会議に関すること。	1ヶ月以上
29	社会教育係	社会教育団体の指導育成に関すること。	1ヶ月以上
30	社会教育係	講座の開設及び討論会、講習会、研修会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。	1ヶ月以上
31	社会教育係	青年学級及び婦人学級等に関すること。	1ヶ月以上
32	社会教育係	社会教育の資料の刊行及び配布に関すること。	1ヶ月以上
33	社会教育係	社会教育のために必要な設備、機器及び資料の提供に関すること。	1ヶ月以上
34	社会教育係	広報に関すること。	1ヶ月以上
35	社会教育係	情報の交換及び調査研究に関すること。	1ヶ月以上
36	社会教育係	視聴覚教育に関すること。	1ヶ月以上
37	社会教育係	生涯学習に関すること。	1ヶ月以上
38	社会教育係	文化及び芸術の向上に関すること。	1ヶ月以上
39	社会教育係	スポーツの振興に関すること。	1ヶ月以上
40	社会教育係	その他社会教育に関すること。	1ヶ月以上

7 議会事務局

災害対策本部所属部署	
部名	同じ部に所属する他部署 (通常時部署名)
情報部	総務課、税務課、出納課
〔災害対策本部体制時の基本対応〕	
・応急対策業務の実行 ・優先する通常業務の実行	

【応急対策業務】

■情報部

優先 順位	通常時 部署名	事務分掌	業務開始目標時間と事務分掌の具体的内容					必要 人数 (人/日)
			第1フェーズ (3時間以内)	第2フェーズ (1日以内)	第3フェーズ (3日以内)	第4フェーズ (2週間以内)	第5フェーズ (1か月以内)	
1	総務課 議会事務局 税務課 出納課	避難勧告・避難指示 等の伝達	・防災行政無線、Jアラート(自動送信)、Lアラート(エリアメール)により住民へ伝達					0.5
1	総務課 議会事務局 税務課 出納課	救助・救出・避難誘導	・町、消防団、警察、自主防災組織等による安全な避難所への避難誘導 ・警戒区域の設定					1
1	総務課 議会事務局 税務課 出納課	自衛隊、県、他市町村 等への応急要請	・県防災行政無線あるいは、衛星携帯電話で被害状況を県へ報告 ・場合によっては応援要請					0.25
1	総務課 議会事務局 税務課 出納課	気象情報・災害情報の 収集・伝達	・高知県防災行政無線・気象庁等による情報の収集 ・防災行政無線等による情報伝達 ・情報通信システム等の機能確保					1
1	総務課 議会事務局 税務課 出納課	職員の動員・配備調 整	・職員の安否確認 ・各部へ応急活動の指示					1
1	総務課 議会事務局 税務課 出納課	災害対策本部の運営	・応急対策全体の方針決定 ・避難所運営の方針決定 ・防災対策関係部署への派遣・応援要請 ・避難指示・勧告等の発令 ・通常業務再開の方針決定					2
1	総務課 議会事務局 税務課 出納課	被害状況の取りまと め、県等への報告	・各部、あるいは職員、消防団、住民から被害状況を収集 ・1時間ごとに県へ報告					2

優先 順位	通常時 部署名	事務分掌	業務開始目標時間と事務分掌の具体的内容					必要 人数 (人/日)
			第1フェーズ (3時間以内)	第2フェーズ (1日以内)	第3フェーズ (3日以内)	第4フェーズ (2週間以内)	第5フェーズ (1か月以内)	
1	総務課 議会事務局 税務課 出納課	各種連絡調整など全 般的事務	・災害対策部署等への連絡調整 ・マスコミ対応 ・情報通信システム等の機能確保					1
9	総務課 議会事務局 税務課 出納課	車両の管理・調達			・公用車の確保 ・燃料の確保			0.5
10	総務課 議会事務局 税務課 出納課	出納事務、義援金等 の保管				・義援金の受付 ・必要物資の買入		1
10	総務課 議会事務局 税務課 出納課	家屋等の被害調査				・公共施設、家屋の被害 状況、被害エリアを調査		16
12	総務課 議会事務局 税務課 出納課	納税猶予・減免措置					・税金の賦 課徴収 ・大災害の 場合は、猶 予期間の 設定	2

※必要人数は情報部全体で必要な人数

【優先する通常業務】

優先 順位	事務分掌	事務分掌の具体的内容	業務開始 目標時間	必要 人数 (人/日)
1	公印に関すること。	・公印の管理	3時間以内	0.1
1	議員の安否確認に関すること。	・議員の安否確認	3時間以内	1
3	文書の收受、発送、保管に関すること。	・文書の收受、発送、保管	3日以内	0.1
3	会議録、その他会議録の調製保管に関すること。	・会議録、その他会議録の調製保管	3日以内	0.1

【休止する通常業務】

No.	事務分掌	業務開始 目標時間
1	議員名簿及び履歴簿の整備に関すること。	1ヶ月以上
2	議会に属する予算及び経理事務に関すること。	1ヶ月以上
3	議会関係諸規程の制定及び改廃に関すること。	1ヶ月以上
4	議長会、議員共済会、議員互助に関すること。	1ヶ月以上
5	議会職員連絡協議会に関すること。	1ヶ月以上
6	議事日程及び諸報告に関すること。	1ヶ月以上
7	議案、請願、陳情、決議及び意見書等に関すること。	1ヶ月以上
8	議会の本会議に関すること。	1ヶ月以上
9	会議の傍聴人に関すること。	1ヶ月以上
10	公聴会に関すること。	1ヶ月以上
11	議員協議会、議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会に関すること。	1ヶ月以上
12	議場その他会議室の管理に関すること。	1ヶ月以上
13	議案の審議に必要な資料の調製に関すること。	1ヶ月以上
14	議会の広報に関すること。	1ヶ月以上
15	前各号に定めるもののほか、議事及び調査に関すること。	1ヶ月以上

8 消防団、室戸市消防署東洋出張所

災害対策本部所属部署	
部名	同じ部に所属する他部署 (通常時部署名)
消防部	なし
【災害対策本部体制時の基本対応】	
・応急対策業務の実行 ・優先する通常業務の実行	

【応急対策業務】

■消防部

優先 順位	通常時 部署名	事務分掌	業務開始目標時間と事務分掌の具体的理由					必要 人数 (人/日)
			第1フェーズ (3時間以内)	第2フェーズ (1日以内)	第3フェーズ (3日以内)	第4フェーズ (2週間以内)	第5フェーズ (1か月以内)	
1	消防団 室戸市消防署 東洋出張所	消防・水防活動、水 門・陸門閉鎖	・水防活動・・・どのう積み(団と署員が連 携) ・りっこう・・・生見、甲浦、野根を閉める。 (団) ・水門・・・甲浦、生見を閉める。(団)					20
1	消防団 室戸市消防署 東洋出張所	避難勧告・避難指示 等の伝達	・車両で町内を巡回しながら呼びかけ (団、消防署が連携)					5
1	消防団 室戸市消防署 東洋出張所	救助・救出・避難誘導	・通報があれば救助に向かう。(消防署) ・拡声器等により避難誘導を行う。 ・トリアージ ・本部及び県との情報共有(MCLS・・・集 団被災者に対する措置 県・四国と連 携)					100
1	消防団 室戸市消防署 東洋出張所	行方不明者、遺体の 捜索	・本部及び県との情報共有 ・県等と連携しながら行方不明者、遺体の捜索を行う。					100
5	消防団 室戸市消防署 東洋出張所	危険箇所の警戒巡視		・生見の高台、若しくは避難場所へ車両を運ぶ。(消防 署) ・海岸線巡視。(団、消防署と別行動) ・土砂災害が合った場合は団と消防署が協力して巡 視、情報共有を図る。				5

【優先する通常業務】

優先 順位	事務分掌	事務分掌の具体的内容	業務開始 目標時間	必要 人数 (人/日)
	なし			

【休止する通常業務】

No.	事務分掌	業務開始 目標時間
	なし	

第 3 編 資料編

資料編 目次

第 1 章	業務継続計画策定対象組織	1
第 2 章	業務継続計画策定対象組織連絡先	2

第1章 業務継続計画策定対象組織

通常時部署名	災害対策本部所属部名
総務課	情報部
税務課	情報部
住民課	住民部
産業建設課	産業建設部
出納課	情報部
教育委員会	教育部
議会事務局	情報部
消防団、室戸市消防署東洋出張所	消防部

※監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、固定資産評価審査委員会、農業委員会は、事務分掌がないため対象外とした。

第2章 業務継続計画策定対象組織連絡先

通常時部署名	電話番号
総務課	0887-29-3111
税務課	0887-29-3393
住民課	0887-29-3394
産業建設課	0887-29-3395
出納課	0887-29-3399
教育委員会	0887-29-3037
議会事務局	0887-29-3398
室戸市消防署東洋出張所	0887-29-3321
東洋町消防団甲浦分団	0887-29-3111(東洋町総務課)/0887-29-3320(屯所)
東洋町消防団野根分団	0887-29-3111(東洋町総務課)/0887-28-1220(屯所)

